

国海査第 8 4 号の 2

令和 8 年 7 月 24 日

関係団体 代表等 各位

国土交通省 海事局

検査測度課長 沖 本 憲 司

(公 印 省 略)

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、船舶検査の方法（平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号）の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 7 月 24 日から施行することとしましたので、お知らせします。

船舶検査の方法の一部改正について

1. 改正の経緯

- (1) B 編「一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査」、C-2 編「快遊艇等及びこれに備える物件の検査」他の見直し

船舶検査業務の円滑かつ適正な実施を目的として業務執行のための標準的な内容として定める船舶検査の方法の内容について、措置事項の明確化と合理化の観点から所要の改正を行うもの。

- (2) F 編「認定物件に係る検査」関係

認定事業場の外注工場における認定物件の取扱いについて、令和 8 年 2 月 12 日付け国海査第 416 号により明確化し船舶検査心得に規定したことから、これまで F 編に定めていた外注工場の管理の方法について削除するもの。

- (3) 搜索救助用位置指示送信装置の整備基準等

搜索救助用位置指示送信装置については、平成 21 年 12 月に船舶救命設備規則が改正され、その技術基準が定められていたところであるが、これまで我が国において当該技術基準への適合性を確認されたものが存在しておらず、当該物件の整備基準等を定めていなかった。

令和 7 年 7 月 29 日付けで JOTRON AS が製造する搜索救助用位置指示送信装置「Tron AIS-SART」(型式承認番号：第 5812 号)を型式承認したことから、当該物件の検査に対応すべく船舶検査の方法について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

- (1) B 編「一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査」関係
最新の JIS 規格に対応させるための改正を行う。

- (2) C-2 編「快遊艇等及びこれに備える物件の検査」関係

- ① 快遊艇等のかじの検査について、軸受部の間隙計測の結果により現状が良好なものについては、かじの持ち上げ又は取り外しを省略できる規定を追加する。
- ② 快遊艇等の補機及び管装置であって船外に通じる弁及びコック並びに燃料油タンクのマンホール及び検査孔のカバーについて、保守整備記録、効力試験の結果等から判断して解放検査を省略することができる規定を追加する。
- ③ 効力試験のうち、小型船舶安全規則に規定されていない主機関の非常停止装

置の項を削る。

(3) F 編「認定物件に係る検査」関係

認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法を削除する。

(4) 附属書 E「設備の検査に関する附属書」関係

5-2.電気設備について最新の JIS 規格に対応させるための改正をおこなう。

(5) 附属書 F「整備基準等」関係

- ① 「レーダー・トランスポンダー整備基準」を「レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置整備基準」とし、搜索救助用位置指示送信装置の整備の方法を追加する。
- ② ①に伴い「レーダー・トランスポンダー整備記録」の様式を「レーダー・トランスポンダー等整備記録」として改正する。

(6) 附属書 H「工事又は整備等を行う事業場等の証明」関係

搜索救助用位置指示送信装置を整備する GMDSS サービス・ステーション（救命）の施設等の基準として、備えなければならない機器及び備品類等を追加する。

(7) その他所要の改正

3. 適用日

本通達日から適用する。

○ 船舶検査の方法（平成9年6月16日付け海検第40号）B編、C編、C-2編、E編、F編、H編、S編、附属書C、附属書E、附属書F、附属書H 一部改正
新旧対照表

（傍線の部分は改正箇所）

改正後		改正前		備考
B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査		B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査		本 試 験 の 目的は「タ ンクが満 載時の最 大圧力に 耐えるこ との確認」 であり、現 行の書き ぶりでは この最大 圧力を要 求できて いない。 タンク満 載時を想 定した水 高圧力を
第 1 章 第 1 回定期検査等		第 1 章 第 1 回定期検査等		
1.1～1.2 （略）		1.1～1.2 （略）		
1.3 船体		1.3 船体		
1.3.1～1.3.3 （略）		1.3.1～1.3.3 （略）		
1.3.4 圧力試験		1.3.4 圧力試験		
-1. 圧力試験は、次表により行う。		-1. 圧力試験は、次表により行う。		
項目	水圧試験又は水密試験の基準	項目	水圧試験又は水密試験の基準	
二重底	最下部から空気管の上端までの水 高圧力と最下部から隔壁甲板まで の水高圧力のうちいずれか大きい ものに相当する圧力	二重底	頂板から空気管の上端までの水高 圧力と頂板から隔壁甲板までの水 高圧力のうちいずれか大きいもの に相当する圧力	
(略)		(略)		
水タンク又は油タンクとして使用 する船首倉又は船尾倉	最下部から次に掲げる位置までの 水高圧力のうちいずれか大きいも のに相当する圧力 1.～5. （略）	水タンク又は油タンクとして使用 する船首倉又は船尾倉	頂板から次に掲げる位置までの水 高圧力のうちいずれか大きいもの に相当する圧力 1.～5. （略）	
ディープタンク		ディープタンク		
(略)		(略)		
ポンプルームと兼用しないコップ アダム	最下部から倉口頂部までの水高圧 力に相当する圧力	ポンプルームと兼用しないコップ アダム	頂板から倉口頂部までの水高圧力 に相当する圧力	
(略)		(略)		

改正後	改正前	備考
-2.・-3. (略) 1.3.5 (略) 1.3.6 効力試験 -1. 次に掲げるものは、船体に取り付ける前に試験を行って、その効力を確かめる。 (1) げん窓にあつては、JIS F 2413 に定める試験。ただし、「<u>産業標準化法</u>」に基づく登録認証機関の認証を受けた事業者が表示した「<u>鋁工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令</u>」第1条に規定する表示（以下「新 JIS マーク表示」という。）があるものについては、船舶検査官が外観検査等により当該材料が規定に適合していると判断した場合には、当該表示又は証明書の確認にとどめて差し支えない。 (2) (略) -2. (略) 1.3.7 (略)	-2.・-3. (略) 1.3.5 (略) 1.3.6 効力試験 -1. 次に掲げるものは、船体に取り付ける前に試験を行って、その効力を確かめる。 (1) げん窓にあつては、JIS F 2413 に定める試験。ただし、「<u>工業標準化法</u>」に基づく登録認証機関の認証を受けた事業者が表示した「<u>日本工業規格への適合性の認証に関する省令</u>」第1条に規定する表示（以下「新 JIS マーク表示」という。）があるものについては、船舶検査官が外観検査等により当該材料が規定に適合していると判断した場合には、当該表示又は証明書の確認にとどめて差し支えない。 (2) (略) -2. (略) 1.3.7 (略)	規定する書きぶりへ改め、本試験の目的と検査の方法で要求する試験条件を整合させる必要がある。 R1.7 施行のJIS法改正に係る対応のため。

改正後	改正前	備考
1.4 機関 1.4.1～1.4.6 (略) 1.4.7 陸上試運転 -1. 主機及び主要な補助機関 (1)・(2) (略) (3) ガスタービン (a) (略) (b) (a)以外のガスタービンは、<u>JIS B 8041 2012</u> 又は <u>ISO 2314</u> 若しくはこれと同等の試験方法によって行うこと。 -2.～-4. (略) 1.4.8 (略) 1.4.9 ボイラの効力試験等<u>附属書 C-6</u>に掲げる効力試験を行う。 1.4.10～1.5 (略) 1.6 電気設備 1.6.1～1.6.5 (略) 1.6.6 効力試験 (略)	1.4 機関 1.4.1～1.4.6 (略) 1.4.7 陸上試運転 -1. 主機及び主要な補助機関 (1)・(2) (略) (3) ガスタービン (a) (略) (b) (a)以外のガスタービンは、<u>JIS B 8041 2000</u> 又は <u>ISO 2314</u> 若しくはこれと同等の試験方法によって行うこと。 -2.～-4. (略) 1.4.8 (略) 1.4.9 ボイラの効力試験等<u>附属書 C-6 の表中左欄</u>に掲げる効力試験を行う。 1.4.10～1.5 (略) 1.6 電気設備 1.6.1～1.6.5 (略) 1.6.6 効力試験 (略)	JIS 規格の更新に伴う対応及び誤記修正。 附属書 C-6 に表の記載はないため表記について修正を要する。

改正後	改正前	備考
-1.～-7. (略) -8. 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置については次の試験を行う。 (1) 過負荷警報装置の動作試験 (2) 電動機の欠相に対する警報装置の動作試験 -9. (略) 1.6.7 (略) 1.7 一般設備 1.7.1 (略) 1.7.2 居住、衛生及び脱出設備 -1. (略) -2. 船員に関する設備 (1) 船員室等、操舵室(設備規程 115-23-3 の適用のある船舶については船橋視界を含む。)、機関区域、無線通信室及び操舵機室の配置、設備等を確認し、定員の算定を行う。 (設備規程第 2 編、第 4 章及び漁特程 53 から 58 まで参照) (2)～(4) (略) -3.・-4. (略) 1.7.3 (略) 1.7.4 操舵の設備(設備規程第 3 編第 2 章参照) -1.・-2. (略) -3. 自動操舵装置にあつては、次の検査を行う。 (1)～(7) (略) (8) 自動操舵装置又は、船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発することを確かめる。 (9) (略) 1.7.5 航海用具	-1.～-7. (略) -8. 電動操だ装置及び電動油圧操だ装置については次の試験を行う。 (1) 過負荷警報装置の動作試験 (2) 電動機の欠相に対する警報装置の動作試験 -9. (略) 1.6.7 (略) 1.7 一般設備 1.7.1 (略) 1.7.2 居住、衛生及び脱出設備 -1. (略) -2. 船員に関する設備 (1) 船員室等、操だ室(設備規程 115-23-3 の適用のある船舶については船橋視界を含む。)、機関区域、無線通信室及び操だ機室の配置、設備等を確認し、定員の算定を行う。 (設備規程第 2 編、第 4 章及び漁特程 53 から 58 まで参照) (2)～(4) (略) -3.・-4. (略) 1.7.3 (略) 1.7.4 操舵の設備(設備規程第 3 編第 2 章参照) -1.・-2. (略) -3. 自動操舵装置にあつては、次の検査を行う。 (1)～(7) (略) (8) 自動操だ装置又は、船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発することを確かめる。 (9) (略) 1.7.5 航海用具	

改正後	改正前	備考
-1. (略) -2. 船灯 (1) (略) (2) 電気船灯については、断線警報の効力試験<u>及び点滅試験</u>を行う。 (設備規程 273 参照) -3.～-7. (略)	-1. (略) -2. 船灯 (1) (略) (2) 電気船灯については、断線警報の効力試験<u>又は点滅試験</u>を行う。 (設備規程 273 参照) -3.～-7. (略)	船 舶 設 備 規 程 では 総 ト ン 数 500 ト ン 未 満 の 船 を 除 い て 可 視 警 報、可 聴 警 報 両 方 が 強 制 要 件 と な っ て お り 効 力 試 験・ 点 滅 試 験 と も に 必 須 で あ る こ と か ら、 い ず れ か の 確 認 で 良 い と す る 現 行 表 記 に つ い て 改 正 を 要 す る。

改正後	改正前	備考
-8. 航海用レーダー(設備規程 146-12、用具告示8) 次の検査を行う。 (1) 磁気コンパスに対し、その航海用レーダーに示されている安全距離が保たれていること。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、航海用レーダーを設備したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該レーダーに電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず軽微なもの(自動衝突予防援助装置及び自動<u>操舵</u>装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれにおいても、これらの装置及び航海用レーダーによる誤差が、あわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。 -8-2. (略) -9. (略) -10. 自動物標追跡装置(設備規程 146-15、用具告示10)-8-2.以外のものについては次の検査を行う。(1) 航海用レーダーと自動物標追跡装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が正しく入力されていることを確かめる。(2) 磁気コンパスに対し、当該自動物標追跡装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、安全距離が保たれていない場合であっても、自動物標追跡装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動物標追跡装置に 電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動<u>操舵</u>装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動物標追跡装置による誤差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。 -11. 自動衝突予防援助装置(設備規程 146-16、用具告示11)-8-2.以外のものについては次の検査を行う。 (1) (略)	-8. 航海用レーダー(設備規程 146-12、用具告示8) 次の検査を行う。 (1) 磁気コンパスに対し、その航海用レーダーに示されている安全距離が保たれていること。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、航海用レーダーを設備したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該レーダーに電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず軽微なもの(自動衝突予防援助装置及び自動<u>操だ</u>装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれにおいても、これらの装置及び航海用レーダーによる誤差が、あわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。 -8-2. (略) -9. (略) -10. 自動物標追跡装置(設備規程 146-15、用具告示10)-8-2.以外のものについては次の検査を行う。(1) 航海用レーダーと自動物標追跡装置の表示の比較を各距離レンジについて行い、航海用レーダーの情報が正しく入力されていることを確かめる。(2) 磁気コンパスに対し、当該自動物標追跡装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、安全距離が保たれていない場合であっても、自動物標追跡装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動物標追跡装置に 電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動<u>操だ</u>装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動物標追跡装置による誤差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。 -11. 自動衝突予防援助装置(設備規程 146-16、用具告示11)-8-2.以外のものについては次の検査を行う。 (1) (略)	

改正後	改正前	備考
(2) 磁気コンパスに対し、その自動衝突予防援助装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて0.5度以内を標準とする。)であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。 -12.～-27. (略) -28. 舵角指示器(設備規程 146-43、用具告示33) 操舵装置の制御系統から独立したものであることを確認する。 -29.～-35. (略) 1.7.6～1.10 (略) 1.11 自動化設備 1.11.1～1.11.6 (略) 1.11.7 主機遠隔制御及び操舵装置(自動化規則 4-4 参照) 主機関(CPP 付機関にあっては CPP 装置のみで可)及び操舵装置が有効に制御できることを確かめる。 1.11.8・1.11.9 (略) 1.11.10 自動操舵装置(自動化規則 6 参照) 磁気コンパスに対し、その自動操舵装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動操舵装置を設置したことによって 磁気コンパスに与える誤差が、当該自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動操舵装置による誤	(2) 磁気コンパスに対し、その自動衝突予防援助装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて0.5度以内を標準とする。)であれば、安全距離を保っていることとして差し支えない。 -12.～-27. (略) -28. 舵角指示器(設備規程 146-43、用具告示33) 操だ装置の制御系統から独立したものであることを確認する。 -29.～-35. (略) 1.7.6～1.10 (略) 1.11 自動化設備 1.11.1～1.11.6 (略) 1.11.7 主機遠隔制御及び操だ装置(自動化規則 4-4 参照) 主機関(CPP 付機関にあっては CPP 装置のみで可)及び操だ装置が有効に制御できることを確かめる。 1.11.8・1.11.9 (略) 1.11.10 自動操だ装置(自動化規則 6 参照) 磁気コンパスに対し、その自動操だ装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動操だ装置を設置したことによって 磁気コンパスに与える誤差が、当該自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動操だ装置による誤	

改正後	改正前	備考
差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。 1.11.11～1.11.21 (略) 1.12・1.13 (略) 1.14 液化ガスばら積船 1.14.1～1.14.4 (略) 1.14.5 圧力試験等 -1. 水圧又は水圧-空気圧試験 全ての貨物タンク及びプロセス用圧力容器はタンクタイプに応じて以下の(1)から(5)に規定する水圧又は水圧-空気圧試験を行う。 (1)～(3) (略) (4) メンブレンタンク (a) メンブレン貨物格納設備を設ける船舶の場合、全てのタンク及び通常液体を積み、かつ、メンブレンを支持する隣接船体構造となる全ての区画は鋼船規則 B 編 2.1.5 の規定による<u>水圧試験を行う</u>。 (b)・(c) (略) (5) (略) 1.14.6～1.14.13 (略) 1.14.14 設備の検査 -1. 暴露甲板区域の設備 (1) <u>操舵</u>室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置及びエアロックについて、射水試験を行う。(ホース内圧力 0.2 MPa 以上) ただし、船舶検査官が必要と認めた場合はガス密試験を行うこと。 (2)・(3) (略) -2.～-7. (略)	差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。 1.11.11～1.11.21 (略) 1.12・1.13 (略) 1.14 液化ガスばら積船 1.14.1～1.14.4 (略) 1.14.5 圧力試験等 -1. 水圧又は水圧-空気圧試験 全ての貨物タンク及びプロセス用圧力容器はタンクタイプに応じて以下の(1)から(5)に規定する水圧又は水圧-空気圧試験を行う。 (1)～(3) (略) (4) メンブレンタンク (a) メンブレン貨物格納設備を設ける船舶の場合、全てのタンク及び通常液体を積み、かつ、メンブレンを支持する隣接船体構造となる全ての区画は鋼船規則 B 編 2.1.5 の規定による<u>水圧試験の行う</u>。 (b)・(c) (略) (5) (略) 1.14.6～1.14.13 (略) 1.14.14 設備の検査 -1. 暴露甲板区域の設備 (1) <u>操だ</u>室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置及びエアロックについて、射水試験を行う。(ホース内圧力 0.2 MPa 以上) ただし、船舶検査官が必要と認めた場合はガス密試験を行うこと。 (2)・(3) (略) -2.～-7. (略)	誤記修正

改正後	改正前	備考
1.14.15 (略) 1.14-2 (略) 1.15 液体化学薬品ばら積船の検査 1.15.1～1.15.6 (略) 1.15.7 設備の検査 -1.・-2. (略) -3. 暴露甲板区域の設備 (1) <u>操舵</u>室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置及びエアロックについて、射水試験を行う。(ホース内圧力 0.2 MPa 以上)ただし船舶検査官が必要と認めた場合はガス密試験を行う。 (2)・(3) (略) -4.～-6. (略) 1.16～1.18 (略) 1.19 海上試運転 1.19.1～1.19.3 (略) 1.19.4 <u>操舵</u>試験 -1. (略) -2. 補助<u>操舵</u>装置を備える船舶にあつては、全力における速力の 1/2又は 7ノットのうち大きい方の速力以上で前進中、補助<u>操舵</u>装置を操作して、次の時間を測定する。 (略) (1) (略) (2) 補助<u>操舵</u>装置への切換時間 -3. 代替動力源を備える船舶にあつては、最大航海喫水において全力にお	1.14.15 (略) 1.14-2 (略) 1.15 液体化学薬品ばら積船の検査 1.15.1～1.15.6 (略) 1.15.7 設備の検査 -1.・-2. (略) -3. 暴露甲板区域の設備 (1) <u>操だ</u>室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置及びエアロックについて、射水試験を行う。(ホース内圧力 0.2 MPa 以上)ただし船舶検査官が必要と認めた場合はガス密試験を行う。 (2)・(3) (略) -4.～-6. (略) 1.16～1.18 (略) 1.19 海上試運転 1.19.1～1.19.3 (略) 1.19.4 <u>操だ</u>試験 -1. (略) -2. 補助<u>操だ</u>装置を備える船舶にあつては、全力における速力の 1/2又は 7ノットのうち大きい方の速力以上で前進中、補助<u>操だ</u>装置を操作して、次の時間を測定する。 (略) (1) (略) (2) 補助<u>操だ</u>装置への切換時間 -3. 代替動力源を備える船舶にあつては、最大航海喫水において全力にお	

改正後	改正前	備考
ける速力の 1/2 又は 7 ノットのうち大きい方の速力以上で前進中、代替動力源によりかじを 15 度より反対げん 15 度までとった場合の<u>操舵</u>時間を測定する。 1.19.5 旋回試験 -1. 全力前進し、十分進路が定まった後、かじ中央より右げん又は左げんに 35 度<u>転舵</u>し、それぞれの場合の<u>操舵</u>時間と、これに追隨する船舶の回頭角が 5 度、30 度、60 度、90 度と 360 度になるまで 30 度毎に船舶の回頭時間を測定する。なお、一体型プッシャーバージのプッシャー等全力前進が適当でない船舶又は大きなだ力が発生するかじについては、適正な速力で行っても差し支えない。 -2.・-3. (略) 1.19.6 (略) 1.19.7 スパイラル試験又は逆スパイラル試験(カーフェリー総トン数 1000 トン以上) -1. スパイラル試験 全力前進中、かじを右げん(又は左げん)に 15 度<u>転舵</u>し、回頭角速度が安定するまで、約 1 分間続けてだ角を保持し、だ角を 5 度ずつ順次変化させて、その都度船首方位角が安定するまでそのだ角を保持し、左げん(又は右げん)に 15 度になるまで行い、<u>転舵</u>するだ角ごとに、船速、回頭角速度及びかじを<u>転舵</u>してから回頭角速度が安定するまでの時間を測定する。 -2. 逆スパイラル試験 全力前進中、かじを右げん(又は左げん)に 15 度以上にし、回頭角速度が安定するまでだ角を適当な時間保持し、その後、回頭角角度を変化させ、その回頭角速度となるようにかじを操作し、左げん(又は右げん)に 15 度になるまで行い、回頭角速度毎に<u>転舵</u>しただ角および船速を測定する。 1.19.8 (略) 1.19.9 Z <u>操舵</u>試験(カーフェリーのみ)	ける速力の 1/2 又は 7 ノットのうち大きい方の速力以上で前進中、代替動力源によりかじを 15 度より反対げん 15 度までとった場合の<u>操だ</u>時間を測定する。 1.19.5 旋回試験 -1. 全力前進し、十分進路が定まった後、かじ中央より右げん又は左げんに 35 度<u>転だ</u>し、それぞれの場合の<u>操だ</u>時間と、これに追隨する船舶の回頭角が 5 度、30 度、60 度、90 度と 360 度になるまで 30 度毎に船舶の回頭時間を測定する。なお、一体型プッシャーバージのプッシャー等全力前進が適当でない船舶又は大きなだ力が発生するかじについては、適正な速力で行っても差し支えない。 -2.・-3. (略) 1.19.6 (略) 1.19.7 スパイラル試験又は逆スパイラル試験(カーフェリー総トン数 1000 トン以上) -1. スパイラル試験 全力前進中、かじを右げん(又は左げん)に 15 度<u>転だ</u>し、回頭角速度が安定するまで、約 1 分間続けてだ角を保持し、だ角を 5 度ずつ順次変化させて、その都度船首方位角が安定するまでそのだ角を保持し、左げん(又は右げん)に 15 度になるまで行い、<u>転だ</u>するだ角ごとに、船速、回頭角速度及びかじを<u>転だ</u>してから回頭角速度が安定するまでの時間を測定する。 -2. 逆スパイラル試験 全力前進中、かじを右げん(又は左げん)に 15 度以上にし、回頭角速度が安定するまでだ角を適当な時間保持し、その後、回頭角角度を変化させ、その回頭角速度となるようにかじを操作し、左げん(又は右げん)に 15 度になるまで行い、回頭角速度毎に<u>転だ</u>しただ角および船速を測定する。 1.19.8 (略) 1.19.9 Z <u>操だ</u>試験(カーフェリーのみ)	「転だ・操だ」→「転舵・操舵」に表記統一

改正後					改正前					備考	
全力前進中、だ角 0 度から 10 度を取り、船が 10 度の回頭角となると、その反対だ角 10 度を取り、船が 10 度の回頭角のなるまでのかじの <u>転舵</u> 時間、船の回頭角及び時間を測定する。					全力前進中、だ角 0 度から 10 度を取り、船が 10 度の回頭角となると、その反対だ角 10 度を取り、船が 10 度の回頭角のなるまでのかじの <u>転だ</u> 時間、船の回頭角及び時間を測定する。					(2.2.5) 誤 記修正 (2.2.6)B 編 1.3.4 -1.と 同様	
1.19.10 低速かじ効き試験(カーフェリーのみ)					1.19.10 低速かじ効き試験(カーフェリーのみ)						
惰力によって航走中、 <u>転舵</u> してかじの効果がなくなる船速を測定する。					惰力によって航走中、 <u>転だ</u> してかじの効果がなくなる船速を測定する。						
1.19.11～1.19.13 (略)					1.19.11～1.19.13 (略)						
1.19.14 サイドスラスタ及び動揺軽減装置の効力試験					1.19.14 サイドスラスタ及び動揺軽減装置の効力試験						
-1. サイドスラスタにあっては、 <u>操舵</u> 機、可変ピッチプロペラ等との連動している場合は、 船体移動の方向制御を行って、船体が指示された方向に移動することを確認する。					-1. サイドスラスタにあっては、 <u>操だ</u> 機、可変ピッチプロペラ等との連動している場合は、 船体移動の方向制御を行って、船体が指示された方向に移動することを確認する。						
-2. (略)					-2. (略)						
1.19.15 多軸船の減軸運転(カーフェリーのみ) 左げん又は右げんのいずれか 1 軸により、 <u>操舵</u> 、旋回、後進及び速力試験を実施し、全軸使用の運転時の測定を行う。(3 軸の場合は、両げん 2 軸又は中央 1 軸とし、4 軸の場合は、内側又は外側の 2 軸 とする。					1.19.15 多軸船の減軸運転(カーフェリーのみ) 左げん又は右げんのいずれか 1 軸により、 <u>操だ</u> 、旋回、後進及び速力試験を実施し、全軸使用の運転時の測定を行う。(3 軸の場合は、両げん 2 軸又は中央 1 軸とし、4 軸の場合は、内側又は外側の 2 軸 とする。						
1.19.16～1.19.18 (略)					1.19.16～1.19.18 (略)						
第 2 章 定期的検査等					第 2 章 定期的検査等						
2.1 (略)					2.1 (略)						
2.2 船体					2.2 船体						
検査項目		定期	1 中	2 中	3 中	検査項目		定期	1 中	2 中	3 中
(略)						(略)					
2.2.5 かじ かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により <u>現状</u> が良好なものについては、かじの		○	○		○	2.2.5 かじ かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により <u>原状</u> が良好なものについては、かじの		○	○		○

改正後					改正前					備考
持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。(定期検査にあっては、だ頭材の腐食について確認できる措置又は防食措置が適当なシール式だ頭材に限る。ただし、シール式だ頭材については、10 年を超えない間隔でかじの持ち上げ又は取り外しを実施すること。)					持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。(定期検査にあっては、だ頭材の腐食について確認できる措置又は防食措置が適当なシール式だ頭材に限る。ただし、シール式だ頭材については、10 年を超えない間隔でかじの持ち上げ又は取り外しを実施すること。)					
2.2.6 圧力試験					2.2.6 圧力試験					
-1. 建造後 13 年を経過した最初の定期検査及びその後 10 年毎の定期検査の時期に次表に従い圧力試験を行う。圧力試験は原則として水圧試験又は射水試験とする。ただし、タンク等の大きさを考慮し、内部の現状が良好であると船舶検査官が認めた場合は、水圧試験に代って水高圧に相当する気圧試験として差し支えない。					-1. 建造後 13 年を経過した最初の定期検査及びその後 10 年毎の定期検査の時期に次表に従い圧力試験を行う。圧力試験は原則として水圧試験又は射水試験とする。ただし、タンク等の大きさを考慮し、内部の現状が良好であると船舶検査官が認めた場合は、水圧試験に代って水高圧に相当する気圧試験として差し支えない。					
項目		試験圧力			項目		試験圧力			
二重底		最下部から 空気管の上端までの水高圧力と 最下部から 隔壁甲板までの水高圧力とのうち、いずれか大きいものに相当する圧力			二重底		頂板から 空気管の上端までの水高圧力と 頂板から 隔壁甲板までの水高圧力とのうち、いずれか大きいものに相当する圧力			
水タンク又は油タンクとして使		最下部から 次に掲げる位置までの水高圧			水タンク又は油タンクとして使		頂板から 次に掲げる位置までの水高圧力			

改正後						改正前						備考
用する船首倉又は船尾倉 ディープタンク	力のうち、いずれか大きいものに相当する圧力 1. 溢水管の上端 2. 満載喫水線 3. 船の深さの上部起算点から頂板までの垂直距離の 2/3 を頂板から上へ垂直に測った点					用する船首倉又は船尾倉 ディープタンク	のうち、いずれか大きいものに相当する圧力 1. 溢水管の上端 2. 満載喫水線 3. 船の深さの上部起算点から頂板までの垂直距離の 2/3 を頂板から上へ垂直に測った点					
タンカーの貨物油タンク	<u>最下部から</u> 倉口頂部までの水高圧力に相当する圧力					タンカーの貨物油タンク	<u>頂板から</u> 倉口頂部までの水高圧力に相当する圧力					
(略)						(略)						
(略)						(略)						
2.3・2.4 (略)						2.3・2.4 (略)						
2.5 電気設備						2.5 電気設備						
検査項目		定期	1 中	2 中	3 中	検査項目		定期	1 中	2 中	3 中	
(略)						(略)						
2.5.8 電動 <u>操舵</u> 装置及び電動油圧 <u>操舵</u> 装置						2.5.8 電動 <u>操だ</u> 装置及び電動油圧 <u>操だ</u> 装置						
(略)						(略)						
2.6 一般設備						2.6 一般設備						
検査項目		定期	1 中	2 中	3 中	検査項目		定期	1 中	2 中	3 中	
(略)						(略)						
2.6.3 操舵装置						2.6.3 操舵装置						
(略)						(略)						

改正後					改正前					備考
(2) 主 <u>操舵</u> 装置及び補助 <u>操舵</u> 装置については、作動試験	○	○	○		(2) 主 <u>操だ</u> 装置及び補助 <u>操だ</u> 装置については、作動試験	○	○	○		捜 索 救 助 用 位 置 指 示 送 信 装 置 を 追 加
(略)					(略)					
2.6.4 航海用具					2.6.4 航海用具					
(略)					(略)					
-9. 自動衝突予防援助装置					-9. 自動衝突予防援助装置					
(略)					(略)					
(12) 自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微(航海用レーダー及び自動 <u>操舵</u> 装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて0.5度以内を標準とする。)であることを確かめる。	○	○	○		(12) 自動衝突予防援助装置を設置していることによって、磁気コンパスに与える誤差が、当該自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と切った状態にかかわらず、軽微(航海用レーダー及び自動 <u>操だ</u> 装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動衝突予防援助装置による誤差があわせて0.5度以内を標準とする。)であることを確かめる。	○	○	○		
(略)					(略)					
-23. 次の装置について、作動試験を行う。					-23. 次の装置について、作動試験を行う。					
(略)					(略)					
(3) <u>操舵</u> 機室と船橋との間の通話装置	○	○	○		(3) <u>操だ</u> 機室と船橋との間の通話装置	○	○	○		
(略)					(略)					
2.7 救命設備					2.7 救命設備					
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.7.6 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置	○	○	○		2.7.6 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指	○	○	○		

改正後					改正前					備考
指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>探索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置</u> 及び固定式双方向無線電話装置					示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>持運び式双方向無線電話装置</u> 及び固定式双方向無線電話装置					
<u>附属書 F-13 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準、附属書 F-14 レーダー・トランスポンダー及び探索救助用位置指示送信装置整備基準、附属書 F-15 持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置整備基準の各基準の定めるところにより検査を行う。</u>					<u>附属書 F-13～15 の浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置の各整備基準の定めるところにより検査を行う。</u>					
(略)					(略)					
2.8・2.9 (略)					2.8・2.9 (略)					
2.10 自動化設備					2.10 自動化設備					
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.10.5 主機遠隔制御及び操だ装置 主機関(CPP 付機関にあつては CPP 装置のみで可)及び操だ装置が有効に制御できることを確かめる。	○	○	○		2.10.5 主機遠隔制御及び操だ装置 主機関(CPP 付機関にあつては CPP 装置のみで可)及び操だ装置が有効に制御できることを確かめる。	○	○	○		
(略)					(略)					
2.10.8 自動 <u>操舵</u> 装置 (略)					2.10.8 自動 <u>操だ</u> 装置 (略)					
-1. 手動操だから自動 <u>操舵</u> に切換えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路	○	○	A		-1. 手動操だから自動 <u>操だ</u> に切換えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路	○	○	A		

改正後					改正前					備考
に合わせることができることを確かめる。					に合わせることができることを確かめる。					「インターロック」に表記統一
(略)					(略)					
-4. 自動操舵装置又は、船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発する装置の電源が断たれた場合における可視可聴の警報を発する装置の作動試験。	○	○	○		-4. 自動操だ装置又は、船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発する装置の電源が断たれた場合における可視可聴の警報を発する装置の作動試験。	○	○	○		
-5. 磁気コンパスに対し、その自動操舵装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動操舵装置を設置したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該自動操舵装置に電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動操舵装置による誤差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。	○	○	○		-5. 磁気コンパスに対し、その自動操だ装置に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。ただし、当該安全距離が保たれていない場合であっても、自動操だ装置を設置したことによって磁気コンパスに与える誤差が、当該自動操だ装置に電源を入れた状態と電源を切った状態にかかわらず、軽微なもの(航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置に電源を入れた状態と電源を切った状態とのいずれの状態においても、これらの装置及び自動操だ装置による誤差があわせて 0.5 度以内を標準とする。)であれば安全距離を保っていることとして、差し支えない。	○	○	○		
(略)					(略)					
2.13 液化ガスばら積船					2.13 液化ガスばら積船					
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.13.7 その他の特別要件					2.13.7 その他の特別要件					
(略)					(略)					

改正後					改正前					備考
-7. 危険場所の電気設備					-7. 危険場所の電気設備					「インターロック」に表記統一
(略)					(略)					
(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインターロック装置の効力試験を行う。	○	○	○		(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。	○	○	○		
(略)					(略)					
2.13-2 低引火点燃料船										
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.13-2.3 その他の特別要件					2.13-2.3 その他の特別要件					
(略)					(略)					
-8. その他の設備 次の(1)から(12)掲げる事項について現状検査を行うと共に(10)及び(11)については船内保管及び記載内容の確認を行う。また、(13)から(16)に掲げる事項についてそれぞれ検査を行う。					-8. その他の設備 次の(1)から(12)掲げる事項について現状検査を行うと共に(10)及び(11)については船内保管及び記載内容の確認を行う。また、(13)から(16)に掲げる事項についてそれぞれ検査を行う。					
(略)					(略)					
(14) 危険場所の電気設備 (a) (略) (b) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインターロック装置の効力試験を行う。	○	○	A		(14) 危険場所の電気設備 (a) (略) (b) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。	○	○	A		
(略)					(略)					
2.14 液体化学薬品ばら積船										

改正後					改正前					備考
-7. 危険場所の電気設備					-7. 危険場所の電気設備					「インターロック」に表記統一
(略)					(略)					
(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインターロック装置の効力試験を行う。	○	○	○		(2) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。	○	○	○		
(略)					(略)					
2.13-2 低引火点燃料船										
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.13-2.3 その他の特別要件					2.13-2.3 その他の特別要件					
(略)					(略)					
-8. その他の設備 次の(1)から(12)掲げる事項について現状検査を行うと共に(10)及び(11)については船内保管及び記載内容の確認を行う。また、(13)から(16)に掲げる事項についてそれぞれ検査を行う。					-8. その他の設備 次の(1)から(12)掲げる事項について現状検査を行うと共に(10)及び(11)については船内保管及び記載内容の確認を行う。また、(13)から(16)に掲げる事項についてそれぞれ検査を行う。					
(略)					(略)					
(14) 危険場所の電気設備 (a) (略) (b) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインターロック装置の効力試験を行う。	○	○	A		(14) 危険場所の電気設備 (a) (略) (b) 内圧防爆型電気機器並びに加圧又は通風が確保される区画に設置される電気設備に関連するインタロック装置の効力試験を行う。	○	○	A		
(略)					(略)					
2.14 液体化学薬品ばら積船										

改正後					改正前					備考
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
(略)					(略)					
2.14.1 暴露甲板区域に係る設備					2.14.1 暴露甲板区域に係る設備					
(略)					(略)					
-2. 操舵室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置の外観検査船舶検査官が必要と判断するときは射水試験、チョークテスト又はガス密試験を行う。	○	○	○		-2. 操だ室及び船楼並びに甲板室の閉鎖を要求される範囲の窓、扉等の開口の閉鎖装置の外観検査船舶検査官が必要と判断するときは射水試験、チョークテスト又はガス密試験を行う。	○	○	○		
(略)					(略)					
2.14.2 貨物ポンプ室及びその他の荷役区域					2.14.2 貨物ポンプ室及びその他の荷役区域					
-1. 貨物ポンプ及びビルジ装置の電氣的及び機械的遠隔制御装置及び遠隔しゃ断装置の作動試験	○	○	○		-1. 貨物ポンプ及びビルヂ装置の電氣的及び機械的遠隔制御装置及び遠隔しゃ断装置の作動試験	○	○	○		
(略)					(略)					
C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査					C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査					
第 1 章 (略)					第 1 章 第 1 回定期検査等					
1.1・1.2 (略)					1.1・1.2 (略)					
1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査					1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査					
1.3.1～1.3.4 (略)					1.3.1～1.3.4 (略)					
1.3.5 設備 (略)					1.3.5 設備 (略)					
-1. 操舵設備					-1. 操だ設備					

改正後			改正前			備考
油圧 <u>操舵</u> 装置については、負荷試験(定格油圧及び定格流量におけるトルク及び人力の測定を含む。)及び逃し弁(作動圧力は設計圧力以上)の作動試験を行うこと。ただし、同型のものであって、負荷試験の成績が明らかなものについては、逃し弁の作動試験のみでよい。			油圧 <u>操だ</u> 装置については、負荷試験(定格油圧及び定格流量におけるトルク及び人力の測定を含む。)及び逃し弁(作動圧力は設計圧力以上)の作動試験を行うこと。ただし、同型のものであって、負荷試験の成績が明らかなものについては、逃し弁の作動試験のみでよい。			(2.3.2) だ頭材を含むかじの検査については2.3.3で独立して規定しているため、重複している項目を削除する。 (2.3.3) か
-2.～-5. (略)			-2.～-5. (略)			
1.3.6～1.3.8 (略)			1.3.6～1.3.8 (略)			
1.3.9 海上試運転			1.3.9 海上試運転			
海上試運転は、適当な方法により、速力試験、 <u>操舵</u> 試験、旋回試験、後進試験及び投揚錨試験を行う。ただし、沿海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを除く。)の速力試験については、B編 1.19.3を準用する。			海上試運転は、適当な方法により、速力試験、 <u>操だ</u> 試験、旋回試験、後進試験及び投揚錨試験を行う。ただし、沿海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを除く。)の速力試験については、B編 1.19.3を準用する。			
第2章 定期的検査等			第2章 定期的検査等			
2.1・2.2 (略)			2.1・2.2 (略)			
2.3 船体			2.3 船体			
検査項目	定期	1 中	検査項目	定期	1 中	
2.3 船体			2.3 船体			
2.3.1 <u>定期検査の方法</u> <u>検査は</u> 、施行規則第24条第1号イからハまで及びト(それぞれ第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 (略)	○		2.3.1 <u>定期検査の方法検査は</u> 、施行規則第24条第1号イからハまで及びト(それぞれ第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 (略)	○		
2.3.2 <u>第1種中間検査の方法</u> <u>検査は</u> 、施行規則第25条第1項第1号(第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 -1. 外板及び甲板の腐食、損傷及び過度の変形の有無について検査する。		○	2.3.2 <u>第1種中間検査の方法検査は</u> 、施行規則第25条第1項第1号(第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 -1. 外板及び甲板の腐食、損傷及び過度の変形の有無について検査する。		○	

改正後			改正前			備考
(削る)			<u>-2. だ頭材の下部の腐食、傷の有無、カップリングボルトのゆるみ等について検査する。</u>			じの持上げ・取外しの省略の条件をJCI規則と同様に規定するとともに、B編の準用を止めC編で個別に規定することで明確化する。
<u>-2. 暴露部における水密又は風雨密閉鎖装置について、開閉試験を行う。</u> ただし、平水区域及び限定沿海区域を航行区域とする船舶（小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域及び限定沿海区域であるものを含む。）にあつては、浮上の状態で現状検査にとどめてよい。			<u>-3. 暴露部における水密又は風雨密閉鎖装置について、開閉試験を行う。</u> ただし、平水区域及び限定沿海区域を航行区域とする船舶（小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域及び限定沿海区域であるものを含む。）にあつては、浮上の状態で現状検査にとどめてよい。			
2.3.3 <u>かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により現状が良好なものについては、かじの持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。（定期検査にあつては、だ頭材の腐食について確認できる措置又は防食措置が適当なシール式だ頭材、又は耐食性にすぐれていると認められる材質（ステンレス鋼等）のものに限る。ただし、シール式だ頭材については、10年を超えない間隔でかじの持ち上げ又は取り外しを実施すること。）</u>	○	○	2.3.3 <u>かじの検査は、B編 2.2.5を準用する。</u>	○	○	
2.4 機関及び排水設備			2.4 機関及び排水設備			
検査項目	定期	1 中	検査項目	定期	1 中	
2.4 機関及び排水設備			2.4 機関及び排水設備			
2.4.1 通則			2.4.1 通則			
-1. 定期検査（略）	○		-1. 定期検査（略）	○		

改正後										改正前										備考						
＼船舶の区分準備＼				平水区域 及び限定 沿海区域		沿海区 域以上						＼船舶の区分準備＼				平水区域 及び限定 沿海区域		沿海区 域以上						平仄を取 るための 表記修正 及び捜索 救助用位 置指示送 信装置の 追加		
(略)												(略)														
補 機 及 び 管 装 置	(略)												補 機 及 び 管 装 置	(略)												
	燃 料 油 装 置	(略)												燃 料 油 装 置	(略)											
		(二) 燃料油タン クのマンホール及 び検査孔のカバー を開き、かつ、油及 び危険ガスを出す こと。							○		○				(二) 燃料油タン クのマンホール及 び検査孔のカバを 開き、かつ、油及び 危険ガスを出すこ と。							○			○	
		(略)													(略)											
		(略)													(略)											
(略)												(略)														
(略)										(略)																
2.5 (略)										2.5 (略)																
2.6 設備										2.6 設備																
検査項目				定期		1 中				検査項目				定期		1 中										
(略)												(略)														
2.6.2 小安則が適用される船舶												2.6.2 小安則が適用される船舶														
(略)												(略)														
-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用救命浮器 (膨脹式)				○		○				-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器				○		○										

改正後			改正前			備考
附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>小型船舶用救命浮器（膨脹式）</u> の整備基準（F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。）の定めるところにより検査を行う。ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目 の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。			附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>膨脹式の小型船舶用救命浮器</u> の整備基準（F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。）の定めるところにより検査を行う。ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目 の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。			
(略)			(略)			
-6. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>搜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置</u> 及び固定式双方向無線電話装置	○	○	-6. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、 <u>持運び式双方向無線電話装置</u> 及び固定式双方向無線電話装置	○	○	
B 編 2.7.6 に定める検査の方法を準用する。			B 編 2.7.6 に定める検査の方法を準用する。			
(略)			(略)			
2.7・2.8 (略)			2.7・2.8 (略)			
2.9 海上試運転			2.9 海上試運転			
検査項目	定期	1 中	検査項目	定期	1 中	
2.9 海上試運転 旅客船にあっては、試運転を行い、機関、 <u>操舵</u> 装置等の作動が良好であることを確認する。	○		2.9 海上試運転 旅客船にあっては、試運転を行い、機関、 <u>操だ</u> 装置等の作動が良好であることを確認する。	○		
C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 1 章 (略) 第 2 章 定期的検査等 2.1・2.2 (略) 2.3 船体			C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査 第 1 章 (略) 第 2 章 定期的検査等 2.1・2.2 (略) 2.3 船体			(2.3.2) だ

改正後			改正前			備考
検査項目	定期	1 中	検査項目	定期	1 中	
2.3 船体			2.3 船体			頭材を含むかじの検査については2.3.3で独立して規定しているため、重複している項目を削除する。 (2.3.3) C編2.3.3と同様の明確化に加え、本編適用船舶については構造上かじの解放が困難且つ間隙計測等の方法により十分に現状を確認
2.3.1 <u>定期検査の方法</u> <u>検査は、</u> 施行規則第24条第1号イからハまで及びト(それぞれ第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 (略)	○		2.3.1 <u>定期検査の方法検査は、</u> 施行規則第24条第1号イからハまで及びト(それぞれ第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。 (略)	○		
2.3.2 第1種中間検査の方法 検査は、施行規則第25条第1項第1号(第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。ただし、沿海区域(上架検査を省略される場合を除く。)、近海区域及び遠洋区域を航行区域とする船舶を除き、浮上の状態で現状検査にとどめてよい。 -1. 外板及び甲板の腐食、損傷及び過度の変形の有無について検査する。 (削る) -2. 暴露部における水密又は風雨密閉鎖装置について、開閉試験を行う。		○	2.3.2 第1種中間検査の方法 検査は、施行規則第25条第1項第1号(第30条第2項に係るものを除く。)により準備された状態で下記により行う。ただし、沿海区域(上架検査を省略される場合を除く。)、近海区域及び遠洋区域を航行区域とする船舶を除き、浮上の状態で現状検査にとどめてよい。 -1. 外板及び甲板の腐食、損傷及び過度の変形の有無について検査する。 -2. <u>だ頭材の下部の腐食、傷の有無、カップリングボルトのゆるみ等について検査する。</u> -3. 暴露部における水密又は風雨密閉鎖装置について、開閉試験を行う。		○	
2.3.3 <u>かじを持ち上げるか又は取り外した上で、腐食及び傷の有無、カップリングボルトのゆるみ、軸受部の間隙等について検査する。ただし、各軸受部の間隙の計測の結果により現状が良好なものについては、かじの持ち上げ又は取りはずしを省略して差し支えない。また、沿海区域(第1種中間検査において、上架検査を省略される場合を除</u>	○	○	2.3.3 <u>かじの検査は、B編2.2.5を準用する。ただし、沿海区域(第1種中間検査において、上架検査を省略される場合を除く。)、近海区域及び遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶の第1種中間検査においては省略して差し支えない。</u>	○	○	

改正後				改正前				備考
<u>く。)、近海区域及び遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶の第1種中間検査においては省略することができる。</u>								できるものも多いため、現状を確認した執行官の判断によりかじの持ち上げ又は取りはずしを適宜省略できるようにすることで検査方法を合理化する。 (2.4.1) 本編適用船舶の船底弁や燃油タンクのマンホール等はその構造上実際に
2.4 機関及び排水設備				2.4 機関及び排水設備				

改正後						改正前						備考
				域、遠 洋区域					域、遠 洋区域			解放・内検 を実施す ることが 難しいケ ースが多 いため、他 の方法に よって安 全性が確 認できる 場合は解 放・内検を 省略でき るものと すること で実態に 合わせた 検査方法 に変更す る。
(略)						(略)						
補 機 及 び 管 装 置	冷 却 装 置	最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを <u>解放すること。ただし、保守整備に関する記録、事情聴取、効力試験の結果等から判断して差し支えないと認める場合は解放検査を省略することができる。</u>	○ ただし、 湖川を航 行する船舶 は除く。	○		補 機 及 び 管 装 置	冷 却 装 置	最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びコックを <u>解放すること。</u>	○ ただし、 湖川を航 行する船舶 は除く。	○		
	燃 料 油 装 置	燃料油タンクのマンホール及び検査孔の <u>カバー</u> を開き、かつ、油及び危険ガスを <u>出すこと。ただし、保守整備に関する記録、事情聴取、効力試験の結果等から判断して差し支えないと認める場合は</u>	○	○			燃 料 油 装 置	燃料油タンクのマンホール及び検査孔の <u>カバ</u> を開き、かつ、油及び危険ガスを <u>出すこと。</u>	○	○		(2.4.4) 小型船舶安全規則には、船舶機関規則第93条で要

改正後						改正前						備考	
		<u>解放検査を省略することができる。</u>										求されているような主機関の非常停止に関する要件の記載は無いため、必要外の非常停止操作の要求をなくし合理化する。	
(略)						(略)							
(略)							(略)						
2.4.4 効力試験							2.4.4 効力試験						
-1. 定期検査 C 編 2.4.4-1 に定める定期検査の方法を <u>準用する (B 編 2.3.4-1(13)(b)を除く)。</u>					○		-1. 定期検査 C 編 2.4.4-1 に定める定期検査の方法を <u>準用する。</u>					○	
(略)						(略)							
2.5 (略)												平仄を取るための表記の修正及び搜索救助用位置指示送信装置の追加	
2.6 設備													
検査項目			定期	1 中	検査項目			定期	1 中				
(略)						(略)							
-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>小型船舶用救命浮器 (膨脹式)</u> 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>小型船舶用救命浮器 (膨脹式)</u> の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。					○	○	-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>膨脹式の小型船舶用救命浮器</u> 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び <u>膨脹式の小型船舶用救命浮器</u> の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。					○	○
(略)						(略)							

改正後			改正前			備考
-6. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、<u>搜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置</u>及び固定式双方向無線電話装置 B 編 2.7.6 に定める検査の方法を準用する。	○	○	-6. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、<u>持運び式双方向無線電話装置</u>及び固定式双方向無線電話装置 B 編 2.7.6 に定める検査の方法を準用する。	○	○	
(略)		(略)				
2.7・2.8 (略)		2.7・2.8 (略)				
E 編 臨時検査及び臨時航行検査 第 1 章 臨時検査 1.1～1.1.2 (略) 1.1.3 海上試運転にあつては、船舶の推進性能及び操縦性能等に重大な変更がある場合に、傾斜試験にあつては <u>施行規則心得 19.3(b)</u> に規定する偏差の値を超える場合又はその他復原性に重大な変更がある場合に行う。 1.2・1.3 (略) 1.4 <u>施行規則第 19 条第 3 項第 13 号</u> に掲げる場合の検査は、現状を確認し、修理の必要性、修理地までの回航の可能性等について行う。 1.5～1.6.3 (略) 第 2 章 臨時航行検査 2.1 (略) 2.2 試運転の場合 1.6.2 を準用する。			E 編 臨時検査及び臨時航行検査 第 1 章 臨時検査 1.1～1.1.2 (略) 1.1.3 海上試運転にあつては、船舶の推進性能及び操縦性能等に重大な変更がある場合に、傾斜試験にあつては <u>施行規則心得 19.3(a)</u> に規定する偏差の値を超える場合又はその他復原性に重大な変更がある場合に行う。 1.2・1.3 (略) 1.4 <u>施行規則第 19 条第 3 項第 11 号</u> に掲げる場合の検査は、現状を確認し、修理の必要性、修理地までの回航の可能性等について行う。 1.5～1.6.3 (略) 第 2 章 臨時航行検査 2.1 (略) 2.2 試運転の場合 1.6.2 を準用する。			条 ズ レ 対 応 引 用 先 の 号 番 号 誤 り

改正後	改正前	備考																						
ただし、小型船舶安全規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる船舶については原則として完成状態で行うものとし、暴露部における諸開口の閉鎖装置が整備されていること、<u>操舵</u>設備の作動が良好なこと並びに救命設備、消防設備及び航海用具が乗船人員及び試運転海面の航行区域に応じ十分なものであることを確認する。なお、旅客及び貨物のとう載は原則として禁止する。 2.3 (略)	ただし、小型船舶安全規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる船舶については原則として完成状態で行うものとし、暴露部における諸開口の閉鎖装置が整備されていること、<u>操だ</u>設備の作動が良好なこと並びに救命設備、消防設備及び航海用具が乗船人員及び試運転海面の航行区域に応じ十分なものであることを確認する。なお、旅客及び貨物のとう載は原則として禁止する。 2.3 (略)																							
F 編 認定物件に係る検査 1. 通則 認定事業場において製造される認定物件については、B 編 1.2 に定める設計検査及び<u>本編 2.から 4.まで</u>に定めるところにより検査を行う。認定事業場において修理される認定物件については、<u>本編 5.及び 6.</u>に定めるところにより検査を行う。 2. <u>製造認定事業場において製造される鋼製船体</u> (略) 3. <u>製造認定事業場において製造される機関</u> 3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。 <table><tr><th>区分</th><th>型式</th><th>物件の名称</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">量産型</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>操舵</u>装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	区分	型式	物件の名称	(略)			②	量産型	(略)	<u>操舵</u> 装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)	(略)	F 編 認定物件に係る検査 1. 通則 認定事業場において製造される認定物件については、B 編 1.2 に定める設計検査及び<u>本編 2.から 5.まで</u>に定めるところにより検査を行う。認定事業場において修理される認定物件については、<u>本編 6.から 8.まで</u>に定めるところにより検査を行う。 2. <u>鋼製船体</u> (略) 3. <u>機関</u> 3.1 次表に掲げる認定物件にあつては、同表の区分により、3.2 及び 3.3 に定める検査を行う。 <table><tr><th>区分</th><th>型式</th><th>物件の名称</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">②</td><td rowspan="3">量産型</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>操だ</u>装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	区分	型式	物件の名称	(略)			②	量産型	(略)	<u>操だ</u> 装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)	(略)	条ズレ対応 可読性向上のため。 可読性向上のため。
区分	型式	物件の名称																						
(略)																								
②	量産型	(略)																						
		<u>操舵</u> 装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)																						
		(略)																						
区分	型式	物件の名称																						
(略)																								
②	量産型	(略)																						
		<u>操だ</u> 装置(S 編 2.19.21 の物件を除く。)																						
		(略)																						

改正後	改正前	備考
備考（略）	備考（略）	
3.2（略）	3.2（略）	
3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査（略）	3.3 表の区分②の認定物件にあつては、次の検査（略）	
3.3.1 抽出母集団	3.3.1 抽出母集団	
次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。	次に定める類似の機種毎に、3ヶ月単位にまとめた受検物件を抽出母集団とする。	
-1.（略）	-1.（略）	
-2. 空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操舵装置にあつては全機種	-2. 空気圧縮機、縦軸推進装置、ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、ゴム巻軸、軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手、変速装置、遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤及び操だ装置にあつては全機種	
-3.～-5.（略）	-3.～-5.（略）	
3.3.2・3.3.3（略）	3.3.2・3.3.3（略）	
3.3.4 抽出機器の検査の方法	3.3.4 抽出機器の検査の方法	
-1.（略）	-1.（略）	
-2. ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、操舵装置、遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤 完成検査(作動試験を含む。)	-2. ウォータージェット推進装置、可変ピッチプロペラ、操だ装置、遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装置の制御盤 完成検査(作動試験を含む。)	
-3.～-5.（略）	-3.～-5.（略）	
3.3.5～3.3.7（略）	3.3.5～3.3.7（略）	
（削る）	<u>4. 認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法</u>	認定事業場が検査を外注する場合の取扱いを見直し、国
	<u>4.1 次の条件をすべて満足している認定物件の部分品の荒削、水圧マーク打替えの各検査は書類による検査に代えても差し支えない。なお、書類検査に代えようとするときは、4.2の条件に適合していることを示す書類に意見を添えて、本局首席海事技術専門官に伺い出ること。</u>	
	<u>4.1.1 認定事業場が確認し、使用を認めた素材によって製造されたもの</u>	

改正後	改正前	備考
	<u>であること。</u> <u>4.1.2 認定事業場の検査主任者又は代行者が外注工場へ出向いて荒削、水圧、マーク打替えの各検査をしたものであること。</u> <u>4.1.3 認定事業場へ搬入され、かつ、検査主任者が完成仕上り検査を行い確認したもの若しくは、外注工場において荒削り、水圧、マーク打替えの各検査後認定事業場へ搬入され認定事業場において仕上げを行い、かつ、検査主任者が完成仕上り検査を行い確認したものであること。</u> <u>4.2 条件</u> <u>4.2.1 認定事業場の外注管理規程に外注工場に対する改善勧告及び取引中止条件が規定されていること。</u> <u>4.2.2 外注工場は当該物件を製造するに十分な製造設備及び試験検査設備を有すること。</u> <u>4.2.3 外注工場は自主検査を行うための組織を有すること。</u> <u>4.2.4 外注工場は次の人員を有すること。</u> <u>-1. 製造工事及び自主検査を行なう作業員(勤続3年以上の経験又はこれと同等以上の能力を有する常雇員の占める割合が1/3以上であること。)</u> <u>-2. 製造工事の直接監督者(当該業務に5年以上の経験又はこれと同等以上の能力を有すること。)</u> <u>-3. 自主検査の直接監督者(当該業務に3年以上の経験又はこれと同等以上の能力を有すること。)</u> <u>4.2.5 外注工場には、当該物件の部分品に関する次の基準を有すること。</u> <u>-1. 作業基準</u> <u>-2. 工作基準</u> <u>-3. 設備管理に関する基準</u> <u>-4. 検査基準(記録の作成、保管に関するものを含む。)</u>	海査第416号 (R8.2.12) にて船舶検査心得・海防法検査心得に当該取扱いを規定したため検査の方法から削除する。

改正後	改正前	備考
<u>4. 製造認定事業場において製造された物件に付される検印等</u> (略) <u>5. 改造・修理認定事業場において修理される機関</u> (略) (削る) <u>6. 改造・修理認定事業場において修理された物件に付される検印等</u> (略)	<u>4.2.6 外注工場における当該物件の部分品の製造実績が2年以上あり、かつ、品質が安定していること。</u> <u>5. 検印等</u> (略) <u>6. 機関</u> (略) <u>7. 認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法</u> <u>認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法については、4.を準用する。</u> <u>8. 検印等</u> (略)	条ズレ対応及び可読性向上のため。 条ズレ対応及び可読性向上のため。 認定事業場が検査を外注する場合の取り扱いを見直しの上、心得に移設するため。 条ズレ対応及び可読性向上のため。
H 編 準備検査	H 編 準備検査	

改正後	改正前	備考
1. 適用 <u>施行規則第 65 条の 6</u>に規定する準備検査の方法は、本編によること。 2.～5. (略)	1. 適用 <u>施行規則第 65 条の 3</u>に規定する準備検査の方法は、本編によること。 2.～5. (略)	平成 15 年 7 月 1 日及 び平成 16 年 4 月 26 日付施行 規則改正 の反映
S 編 検査の特例 第 1 章 (略) 第 2 章 検査の特例 2.1 予備検査に合格した物件等の検査 2.1.1～2.1.2 (略) 2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービ ス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例 -1.・-2. (略) -3. 特定の GMDSS 設備（GMDSS 航海用具（ナブテックス受信機、高 機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル 選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装 置）並びに GMDSS 救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標 識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・ト ランスポンダー、<u>搜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電 話装置</u>、固定式双方向無線電話装置及び非常用位置指示無線標識装置）） サービス・ステーションにおいて整備された GMDSS 設備の検査	S 編 検査の特例 第 1 章 (略) 第 2 章 検査の特例 2.1 予備検査に合格した物件等の検査 2.1.1～2.1.2 (略) 2.1.3 附属書 H の規定に基づき管海官庁の証明を受けた特定のサービ ス・ステーション等において整備された物件等に係る検査の特例 -1.・-2. (略) -3. 特定の GMDSS 設備（GMDSS 航海用具（ナブテックス受信機、高 機能グループ呼出受信機、VHF デジタル選択呼出装置、VHF デジタル 選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装 置）並びに GMDSS 救命設備（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標 識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・ト ランスポンダー、<u>持運び式双方向無線電話装置</u>、固定式双方向無線電話 装置及び非常用位置指示無線標識装置））サービス・ステーションにお いて整備された GMDSS 設備の検査	捜 索 救 助 用 位 置 指 示 送 信 装 置の追加

改正後	改正前	備考
管海官庁から附属書 H-4.の規定に基づき証明書の交付を受けた GMDSS 設備サービス・ステーションにおいて、附属書 H 別記 3-5.に規定される社内整備標準により整備された GMDSS 設備にあつては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。 なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 ヶ月以内に行われた場合に適用する。 -4.・-5. (略) <u>-6.</u> 特定の救命艇等整備サービス・ステーションが行う救命艇等の整備に係る検査 (略) 2.1.4 (略) 2.2～2.13 (略) 2.13-2 破壊部品の飛散を防止する構造である排気タービン過給機の検査の特例 (略) -1. 提出図面等(S 編 <u>2.13-2</u>の規定の適用実績のある排気タービン過給機と同じ型式の場合は提出を省略して差し支えない。) (1) 組立断面図(部品名称及び主要寸法を記載したもの。) (2) 破壊部品の飛散防止試験の結果報告書、又は <u>2.13-2-2.</u>ただし書きに掲げる資料もしくは計算書 (3) 排気タービン過給機にかかる製造事業場認定書の写し又は製造事業所の承認証書(登録船級協会が交付したものに限る。)の写し	管海官庁から附属書 H-4.の規定に基づき証明書の交付を受けた GMDSS 設備サービス・ステーションにおいて、附属書 H 別記 3-5.に規定される社内整備標準により整備された GMDSS 設備にあつては、当該サービス・ステーションによる整備記録の内容から、整備された GMDSS 設備が技術基準に適合していると船舶検査官が認める範囲において、別途定める B 編及び C 編に規定される検査について立会いを省略して差し支えない。 なお、この取扱いは、当該整備が船舶検査前 3 ヶ月以内に行われた場合に適用する。 -4.・-5. (略) <u>-6</u> 特定の救命艇等整備サービス・ステーションが行う救命艇等の整備に係る検査 (略) 2.1.4 (略) 2.2～2.13 (略) 2.13-2 破壊部品の飛散を防止する構造である排気タービン過給機の検査の特例 (略) -1. 提出図面等(S 編 <u>2.14</u>の規定の適用実績のある排気タービン過給機と同じ型式の場合は提出を省略して差し支えない。) (1) 組立断面図(部品名称及び主要寸法を記載したもの。) (2) 破壊部品の飛散防止試験の結果報告書、又は <u>2.14-2.</u>ただし書きに掲げる資料もしくは計算書 (3) 排気タービン過給機にかかる製造事業場認定書の写し又は製造事業所の承認証書(登録船級協会が交付したものに限る。)の写し	項 番 号 の ドット 抜 け 修 正 の ため。 引 用 先 番 号 の 誤 記 修正

改正後	改正前	備考																
-2. (略) 2.14～2.18 (略) 2.19 認定物件に係る検査の特例 (略) 2.19.1～2.19.7 (略) 2.19.8 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、<u>シリンダカバー</u>及びピストン 2.19.9～2.19.20 (略) 2.19.21 <u>操舵</u>トルクが 9.8 kN・m 以下の操だ装置 2.19.22～2.19.26 (略) 2.20～2.22 (略)	-2. (略) 2.14～2.18 (略) 2.19 認定物件に係る検査の特例 (略) 2.19.1～2.19.7 (略) 2.19.8 内燃機関のシリンダ、シリンダライナ、<u>シリンダカバ</u>及びピストン 2.19.9～2.19.20 (略) 2.19.21 <u>操だ</u>トルクが 9.8 kN・m 以下の操だ装置 2.19.22～2.19.26 (略) 2.20～2.22 (略)																	
附属書 C 機関の検査に関する附属書 1.～3. (略) 4. 圧力試験 4.1 B 編 1.4.4 に基づく圧力試験は、次に定めるところにより行う。 4.1.1 原動機 -1. 内燃機関 (略) <table><tr><th colspan="2">表 試験圧力</th></tr><tr><th>項目</th><th>試験圧力 MPa</th></tr><tr><td><u>シリンダカバー</u>の冷却側</td><td>0.7</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 備考 (略)	表 試験圧力		項目	試験圧力 MPa	<u>シリンダカバー</u> の冷却側	0.7	(略)		附属書 C 機関の検査に関する附属書 1.～3. (略) 4. 圧力試験 4.1 B 編 1.4.4 に基づく圧力試験は、次に定めるところにより行う。 4.1.1 原動機 -1. 内燃機関 (略) <table><tr><th colspan="2">表 試験圧力</th></tr><tr><th>項目</th><th>試験圧力 MPa</th></tr><tr><td><u>シリンダカバ</u>の冷却側</td><td>0.7</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 備考 (略)	表 試験圧力		項目	試験圧力 MPa	<u>シリンダカバ</u> の冷却側	0.7	(略)		
表 試験圧力																		
項目	試験圧力 MPa																	
<u>シリンダカバー</u> の冷却側	0.7																	
(略)																		
表 試験圧力																		
項目	試験圧力 MPa																	
<u>シリンダカバ</u> の冷却側	0.7																	
(略)																		

改正後	改正前	備考
-2.・-3. (略) 4.1.2・4.1.3 (略) 4.1.4 補機及び管装置 -1. 空気圧縮機(内燃機関の噴射用又は始動用に限る。) (1) 圧縮シリンダ、<u>シリンダカバー</u>、圧縮空気弁室及びシリンダの充気弁室は、空気部は常用最大圧力の 1.5 倍、水部は 0.4 MPa の圧力で水圧試験を行うこと。ただし、手動又は 3.7 kW 以下の動力駆動のもので、差し支えないと認めたものは省略してよい。 (2) (略) -2.～-8. (略) 5-1. 新型内燃機関の陸上試験 5.1 (略) 5.2 定義 本項における用語の定義は次の各号に定めるところによる。 5.2.1 (略) 5.2.2 「機関の主要部分」とは、ピストン、<u>シリンダカバー</u>、シリンダライナ、連接棒、ピストン棒、ピストンピン、クロスヘッドピン、クランク軸、カム軸、クランク室、シリンダブロック、架構、台板、主要締付けボルト(クランクピンボルト、ピストン締付けボルト、主軸受ボルト、タイボルト等をいう。)をいう。 5.2.3～5.2.5 (略) 5.3 試験及び検査の種類 5.3.1・5.3.2 (略) 5.3.3 解放検査 (略) 表 解放検査	-2.・-3. (略) 4.1.2・4.1.3 (略) 4.1.4 補機及び管装置 -1. 空気圧縮機(内燃機関の噴射用又は始動用に限る。) (1) 圧縮シリンダ、<u>シリンダカバ</u>、圧縮空気弁室及びシリンダの充気弁室は、空気部は常用最大圧力の 1.5 倍、水部は 0.4 MPa の圧力で水圧試験を行うこと。ただし、手動又は 3.7 kW 以下の動力駆動のもので、差し支えないと認めたものは省略してよい。 (2) (略) -2.～-8. (略) 5-1. 新型内燃機関の陸上試験 5.1 (略) 5.2 定義 本項における用語の定義は次の各号に定めるところによる。 5.2.1 (略) 5.2.2 「機関の主要部分」とは、ピストン、<u>シリンダカバ</u>、シリンダライナ、連接棒、ピストン棒、ピストンピン、クロスヘッドピン、クランク軸、カム軸、クランク室、シリンダブロック、架構、台板、主要締付けボルト(クランクピンボルト、ピストン締付けボルト、主軸受ボルト、タイボルト等をいう。)をいう。 5.2.3～5.2.5 (略) 5.3 試験及び検査の種類 5.3.1・5.3.2 (略) 5.3.3 解放検査 (略) 表 解放検査	

改正後						改正前						備考
	ユニット 名	部品名	性能試験	連続運転 試験	負荷変動 試験		ユニット 名	部品名	性能試験	連続運転 試験	負荷変動 試験	
	シリンダ ユニット	シリンダカバー <u>シリンダライナ</u>	(略)	(略)	(略)		シリンダ ユニット	シリンダカバー <u>シリンダライナー</u>	(略)	(略)	(略)	
		吸排気弁 燃料弁		(略)	(略)			(略)		(略)		
	(略)						(略)					
5.4～7. (略)						5.4～7. (略)						
附属書 E 設備の検査に関する附属書 1. (略) 2. 錨、錨鎖及び索 2.1・2.2 (略) 2.3 ウィンドラス (設備規程 127 参照) 2.3.1 (略) 2.3.2 プロトタイプ以外のもの 2.3.2-1. 圧力試験 上記-1.に定める圧力試験を行う。 2.3.2-2.～2.4 (略) 3. <u>操舵</u> 設備(設備規程第 3 編第 2 章参照) 3.1 プロトタイプ 3.1.1 油圧 <u>操舵</u> 装置については、予備装置も含め、負荷試験(定格油圧及						附属書 E 設備の検査に関する附属書 1. (略) 2. 錨、錨鎖及び索 2.1・2.2 (略) 2.3 ウィンドラス (設備規程 127 参照) 2.3.1 (略) 2.3.2 プロトタイプ以外のもの 2.3.2-1. 圧力試験 上記-1.(1)に定める圧力試験を行う。 2.3.2-2.～2.4 (略) 3. <u>操だ</u> 設備(設備規程第 3 編第 2 章参照) 3.1 プロトタイプ 3.1.1 油圧 <u>操だ</u> 装置については、予備装置も含め、負荷試験(定格油圧及						引用先の 2.3.1-1. に (1)の項は 無く誤記 修正を要 するため。

改正後	改正前	備考						
び定格流量におけるトルク及び入力 の測定を含む。)及び逃し弁の作動試験を行う。 3.1.2 (略) 3.1.3 油圧駆動系統の故障時の操舵能力回復機能を確認める。(操舵告示5.0.2、7.0.1 参照) 3.1.4～3.2.2 (略) 4・5. (略) 5-2. 電気設備 5-2.1 電線 B 編 1.6.7-2.(1)(c)に規定するノンハロゲン耐延焼性船用電線は以下によること。 5-2.1.1 適用範囲 この項は、ノンハロゲン耐延焼性船用電線について規定する。 5-2.1.2 準拠規格 JIS C 3410-2025「船用電線」 5-2.1.3 種類及び記号 種類及び記号は、表 1 による。 表 1 種類及び記号 <table><tr><td>種類</td><td>記号</td><td>付表番号</td></tr></table>	種類	記号	付表番号	び定格流量におけるトルク及び入力 の測定を含む。)及び逃し弁の作動試験を行う。 3.1.2 (略) 3.1.3 油圧駆動系統の故障時の操だ能力回復機能を確認める。(操舵告示5.0.2、7.0.1 参照) 3.1.4～3.2.2 (略) 4・5. (略) 5-2. 電気設備 5-2.1 電線 B 編 1.6.7-2.(1)(c)に規定するノンハロゲン耐延焼性船用電線は以下によること。 5-2.1.1 適用範囲 この項は、ノンハロゲン耐延焼性船用電線について規定する。 5-2.1.2 準拠規格 JIS C 3410-2010「船用電線」 5-2.1.3 種類及び記号 種類及び記号は、表 1 による。 表 1 種類及び記号 <table><tr><td>種類</td><td>記号</td><td>付表番号</td></tr></table>	種類	記号	付表番号	5-2 編各項について JIS 規格の更新に伴う対応及び誤記修正を実施
種類	記号	付表番号						
種類	記号	付表番号						

改正後			改正前			備考
(略)			(略)			
0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 2 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮蔽付)	0.6/1kV FA-DCOSLA	4	0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 2 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮へい付)	0.6/1kV FA-DCOSLA	4	
0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 3 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮蔽付)	0.6/1kV FA-TCOSLA		0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 3 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮へい付)	0.6/1kV FA-TCOSLA		
(略)			(略)			
150/250V ノンハロゲン耐延焼性多心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮蔽付)	150/250V FA-MCOSLA	6	150/250V ノンハロゲン耐延焼性多心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮へい付)	150/250V FA-MCOSLA	6	
150/250V ノンハロゲン耐延焼性多心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (各心遮蔽付)	150/250V FA-MCO-S	7	150/250V ノンハロゲン耐延焼性多心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (各心遮へい付)	150/250V FA-MCO-S	7	
150/250V ノンハロゲン耐延焼性多対架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل	150/250V FA-TTCO	8	150/250V ノンハロゲン耐延焼性電話用架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل	150/250V FA-TTCO	8	
150/250V ノンハロゲン耐延焼性多対架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮蔽付)	150/250V FA-TTCOSLA	9	150/250V ノンハロゲン耐延焼性電話用架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (一括遮へい付)	150/250V FA-TTCOSLA	9	
150/250V ノンハロゲン耐延焼性多対架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (各対遮蔽付)	150/250V FA-TTCO-SLA	10	150/250V ノンハロゲン耐延焼性電話用架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケابل (各対遮へい付)	150/250V FA-TTCO-SLA	10	
備考 (略)			備考 (略)			

改正後						改正前						備考
表 2 線心数及び用途の記号の意味						表 2 線心数及び用途の記号の意味						
記号	記号の意味			記号	記号の意味	記号	記号の意味			記号	記号の意味	
FA	耐延焼性			T	3 心電灯用及び動力用	FA	耐延焼性			T	3 心電灯用及び動力用	
S	単心電灯用及び動力用			M	多心制御用及び信号用	S	単心電灯用及び動力用			M	多心制御用及び信号用	
D	2 心電灯用及び動力用			TT	多対電話用及び計装用	D	2 心電灯用及び動力用			TT	電話用及び計装用	
表 3 構成材料の記号の意味						表 3 構成材料の記号の意味						
絶縁記号		外被記号		その他の記号		絶縁記号		外被記号		その他の記号		
C	架橋ポリエチレン絶縁	O	ポリオレフィンシース	-S	各心遮蔽（編組）	C	架橋ポリエチレン絶縁	O	ポリオレフィンシース	-S	各心遮へい（編組）	
				SLA	一括遮蔽（アルミニウムはく付きプラスチックテープ）					SLA	一括遮へい（アルミニウムはく付きプラスチックテープ）	
				-SLA	各対遮蔽（アルミニウムはく付きプラスチックテープ）					-SLA	各対遮へい（アルミニウムはく付きプラスチックテープ）	
5-2.1.4 性能						5-2.1.4 性能						
性能は、5-2.1.7 により試験したとき、表 4 のとおりとする。						性能は、5-2.1.7 により試験したとき、表 4 のとおりとする。						
表 4						表 4						
項目	性能				試験方法 適用箇所	項目	性能				試験方法 適用箇所	
(略)						(略)						
耐電圧	付表に規定する試験電圧に 5 分間耐えなければならない				5-2.1.7.3	耐電圧	付表に規定された規定電圧に 5 分間耐えなければならない				5-2.1.7.3	
絶縁抵抗	付表の値以上				5-2.1.7.4	絶縁抵抗	付表の値以上				5-2.1.7.4	

改正後				改正前				備考
線間静電容量	線間静電容量は、内層及び外層から任意に選択した二つ以上の対、3 個より又は 4 個よりについて 1kHz で測定する。測定結果は必要に応じて試験報告書に記録しなければならない。	5-2.1.7.5		(新設)	(新設)			
インダクタンスと導体抵抗との比	インダクタンスと導体抵抗との比(L/R 比)は、内層及び外層から任意に選択した二つ以上の対、3 個より又は 4 個よりについて 1kHz で行ったインダクタンス(L)の測定値及び 20℃で測定した直流抵抗から計算する。測定結果は必要に応じて試験報告書に記録しなければならない。	5-2.1.7.6		(新設)	(新設)			
耐炎性	上部支持具の下端と炭化の開始点との距離が 50 mm 以上で、かつ、燃焼が上部支持具の下端から 540 mm 以上下方に広がってはならない。	5-2.1.7.7		耐炎性	上部支持具の下端と単価の開始点との距離が 50 mm 以上で、かつ、燃焼が上部支持具の下端から 540 mm 以上下方に広がってはならない。	5-2.1.7.5		
耐延焼性	延焼による損傷は、バーナの下端から上側に 2.5 m を超える高さに達してはならない	5-2.1.7.8		耐延焼性	延焼による損傷は、バーナの下端から上側に 2.5 m を超える高さに達してはならない	5-2.1.7.6		
材料	5-2.1.6.に規定する材料に適合すること	5-2.1.7.9		材料	5-2.1.6.に規定する材料に適合すること	5-2.1.7.7		
5-2.1.5 構造 構造は、付表に示す寸法及び構造のほか、次のとおりとする。 .1～.2 (略) .3 テープ層 テープ層は、必要に応じて、絶縁体上、遮蔽層上又は、より合わせ上に 5-2.1.6.5 のテープを施す。 .4 識別 -1. 識別の種類				5-2.1.5 構造 構造は、付表に示す寸法及び構造のほか、次のとおりとする。 .1～.2 (略) .3 テープ層 テープ層は、必要に応じて、絶縁体上、遮へい層上又は、より合わせ上に 5-2.1.6.5 のテープを施す。 .4 識別 -1. 線心の識別				

改正後	改正前	備考
(1) <u>色による識別</u> <u>色による識別</u>は、絶縁体の色により行い、次のとおりとする。 (略) (2) ナンバリングによる識別 ナンバリングによる識別は、絶縁体上又は、<u>絶縁体上のテープに判別しやすい色のアラビア数字を印刷して行う。</u> <u>なお、</u>テープを用いる場合は、印刷面を外にする。 (3) <u>アルファベットによる識別</u> <u>アルファベットによる識別は、絶縁体上又は絶縁体上のテープに、判別しやすい色のアラビア数字にアルファベットを併記したものを印刷して行う。なお、テープを用いる場合は、印刷面を外にする。</u> -2. 対の識別 <u>多対電話用ケーブル及び計装用ケーブルは、通常絶縁体の色を白とし、5-2.1.5.4-1(2)又は5-2.1.5.4-1(3)によって行う。</u> .5 対より・より合わせ -1. (略) -2. より合わせ より合わせは、絶縁を施した線心又は対を、通常、同心状により合わせる。<u>円形にするために線心又は対相互間を介在物によって埋める必要がある場合、5-2.1.6.3 のゴムひも又はプラスチックひもを介在物として入れながらより合わせる。</u> .6 <u>遮蔽</u> -1 編組 <u>遮蔽編組</u>は、5-2.1.6.4 の<u>すずめつき軟銅線又は軟銅線</u>を用いて均一に編組するものとする。 -2 アルミニウムはく付きプラスチックテープ	(1) <u>色別による識別</u> <u>線心の識別</u>は、絶縁体の色により行い、次のとおりとする。 (略) (2) ナンバリングによる識別 ナンバリングによる識別は、絶縁体上又は、<u>絶縁体上テープにアラビア数字によって行う。ナンバリングの色は判別しやすい色とする。</u> テープを用いる場合は、印刷面を外にする。 (新設) -2. 対の識別 <u>電話用ケーブルは、原則として絶縁体の色を白とし、各対の1線心を黒インクで、他の1線心を赤インクで、5-2.1.5.4-1(2)によって行う。</u> .5 対より・より合わせ -1. (略) -2. より合わせ より合わせは、絶縁を施した線心又は対よりを原則として同心状により合わせる。<u>また、より合わせに際して線心又は対より相互間に5-2.1.6.3 のゴムひも又はプラスチックひもを入れながら円形により合わせる。</u> .6 <u>遮へい</u> -1 編組 <u>遮へい編組</u>は、5-2.1.6.4 の<u>軟銅線又はすずめつき軟銅線</u>を用いて均一に編組するものとする。 -2 アルミニウムはく付きプラスチックテープ	

改正後	改正前	備考																																																						
アルミニウムはく付きプラスチックテープは、5-2.1.6.6 のアルミニウムはく付きプラスチックテープを公称断面積 0.5 mm² の <u>すずめっき軟銅より線</u> にアルミニウム面が接するように施すものとする。 .7～.8 (略) 5-2.1.6 材料 .1 導体 素線は、<u>すずめっき軟銅線又は軟銅線</u> とする。 .2 絶縁体 絶縁体は、架橋ポリエチレンとし、表 5 を満足しなければならない。 表 5 架橋ポリエチレン絶縁体の材料特性 <table><tr><th colspan="2">絶縁体の種類</th><th>架橋ポリエチレン</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">耐空気老化性</td><td>加熱温度 °C</td><td><u>135±3</u></td></tr><tr><td>加熱時間 h</td><td>168</td></tr><tr><td>引張強さ <u>最大変化%</u></td><td><u>±25</u></td></tr><tr><td>伸び <u>最大変化%</u></td><td><u>±25</u></td></tr><tr><td rowspan="5"><u>ホットセット</u></td><td>加熱温度 °C</td><td>200±3</td></tr><tr><td>荷重 N/cm²</td><td>20</td></tr><tr><td>試験時間 分</td><td><u>10</u></td></tr><tr><td>許容伸び 最大値 %</td><td>175</td></tr><tr><td>永久伸び 最大値 %</td><td>15</td></tr></table>	絶縁体の種類		架橋ポリエチレン	(略)			耐空気老化性	加熱温度 °C	<u>135±3</u>	加熱時間 h	168	引張強さ <u>最大変化%</u>	<u>±25</u>	伸び <u>最大変化%</u>	<u>±25</u>	<u>ホットセット</u>	加熱温度 °C	200±3	荷重 N/cm ²	20	試験時間 分	<u>10</u>	許容伸び 最大値 %	175	永久伸び 最大値 %	15	アルミニウムはく付きプラスチックテープは、5-2.1.6.6 のアルミニウムはく付きプラスチックテープを公称断面積 0.5 mm² の <u>すずめっき軟銅より線又は軟銅より線</u> にアルミニウム面が接するように施すものとする。 .7～.8 (略) 5-2.1.6 材料 .1 導体 素線は、<u>軟銅線又はすずめっき軟銅線</u> とする。 .2 絶縁体 絶縁体は、架橋ポリエチレンとし、表 5 を満足しなければならない。 表 5 架橋ポリエチレン絶縁体の材料特性 <table><tr><th colspan="2">絶縁体の種類</th><th>架橋ポリエチレン</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="6">耐空気老化性</td><td>加熱温度 °C</td><td><u>135±2</u></td></tr><tr><td>加熱時間 h</td><td>168</td></tr><tr><td rowspan="2">引張強さ <u>残率</u></td><td><u>最小値%</u> <u>75</u></td></tr><tr><td><u>最大値%</u> <u>125</u></td></tr><tr><td rowspan="2">伸び <u>残率</u></td><td><u>最小値%</u> <u>75</u></td></tr><tr><td><u>最大値%</u> <u>125</u></td></tr><tr><td rowspan="5"><u>加熱伸長試験</u></td><td>加熱温度 °C</td><td>200±3</td></tr><tr><td>荷重 N/cm²</td><td>20</td></tr><tr><td>試験時間 分</td><td><u>15</u></td></tr><tr><td>許容伸び 最大値 %</td><td>175</td></tr><tr><td>永久伸び 最大値 %</td><td>15</td></tr></table>	絶縁体の種類		架橋ポリエチレン	(略)			耐空気老化性	加熱温度 °C	<u>135±2</u>	加熱時間 h	168	引張強さ <u>残率</u>	<u>最小値%</u> <u>75</u>	<u>最大値%</u> <u>125</u>	伸び <u>残率</u>	<u>最小値%</u> <u>75</u>	<u>最大値%</u> <u>125</u>	<u>加熱伸長試験</u>	加熱温度 °C	200±3	荷重 N/cm ²	20	試験時間 分	<u>15</u>	許容伸び 最大値 %	175	永久伸び 最大値 %	15	
絶縁体の種類		架橋ポリエチレン																																																						
(略)																																																								
耐空気老化性	加熱温度 °C	<u>135±3</u>																																																						
	加熱時間 h	168																																																						
	引張強さ <u>最大変化%</u>	<u>±25</u>																																																						
	伸び <u>最大変化%</u>	<u>±25</u>																																																						
<u>ホットセット</u>	加熱温度 °C	200±3																																																						
	荷重 N/cm ²	20																																																						
	試験時間 分	<u>10</u>																																																						
	許容伸び 最大値 %	175																																																						
	永久伸び 最大値 %	15																																																						
絶縁体の種類		架橋ポリエチレン																																																						
(略)																																																								
耐空気老化性	加熱温度 °C	<u>135±2</u>																																																						
	加熱時間 h	168																																																						
	引張強さ <u>残率</u>	<u>最小値%</u> <u>75</u>																																																						
		<u>最大値%</u> <u>125</u>																																																						
	伸び <u>残率</u>	<u>最小値%</u> <u>75</u>																																																						
		<u>最大値%</u> <u>125</u>																																																						
<u>加熱伸長試験</u>	加熱温度 °C	200±3																																																						
	荷重 N/cm ²	20																																																						
	試験時間 分	<u>15</u>																																																						
	許容伸び 最大値 %	175																																																						
	永久伸び 最大値 %	15																																																						

改正後			改正前			備考																																
(略)			(略)																																			
.3 介在物 介在物は、<u>ゴムひも又はプラスチックひもとする。</u>これらのひもは、絶縁体などの電線構成材料に悪い影響を与えないものとする。ただし、ノンハロゲン材料とする。			.3 <u>ゴム・プラスチック又はこれらのひも</u> <u>ゴム・プラスチック又は、</u>これらのひもは、絶縁体などの電線構成材料に悪い影響を与えないものとする。ただし、ノンハロゲン材料とする。																																			
.4 遮蔽編組線 遮蔽編組線は、<u>すずめっき軟銅線又は軟銅線</u>とする。			.4 遮へい編組線 遮へい編組線は、<u>軟銅線又はすずめっき軟銅線</u>とする。																																			
.5 テープ テープは、<u>紙、綿、合成繊維又はプラスチックとする。</u>			.5 テープ テープは、<u>合成繊維、プラスチック又はガラスマイカを用い、絶縁体などの電線構成材料に悪い影響を与えないものとする。ただし、ノンハロゲン材料とする。</u>																																			
.6 (略)			.6 (略)																																			
.7 シース シースは、ポリオレフィンとし、表6を満足しなければならない。 表6 ポリオレフィンシースの材料特性 <table><tr><td colspan="2">シースの種類</td><td>ポリオレフィン</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)</td><td>冷却温度 °C</td><td>-15±2</td></tr><tr><td>冷却時間 h</td><td>4</td></tr><tr><td>伸びの残率 最小値 %</td><td><u>30</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>			シースの種類		ポリオレフィン	(略)			低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)	冷却温度 °C	-15±2	冷却時間 h	4	伸びの残率 最小値 %	<u>30</u>	(略)			.7 シース シースは、ポリオレフィンとし、表6を満足しなければならない。 表6 ポリオレフィンシースの材料特性 <table><tr><td colspan="2">シースの種類</td><td>ポリオレフィン</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="3">低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)</td><td>冷却温度 °C</td><td>-15±2</td></tr><tr><td>冷却時間 h</td><td>4</td></tr><tr><td>伸びの残率 最小値 %</td><td><u>20</u></td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>			シースの種類		ポリオレフィン	(略)			低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)	冷却温度 °C	-15±2	冷却時間 h	4	伸びの残率 最小値 %	<u>20</u>	(略)			
シースの種類		ポリオレフィン																																				
(略)																																						
低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)	冷却温度 °C	-15±2																																				
	冷却時間 h	4																																				
	伸びの残率 最小値 %	<u>30</u>																																				
(略)																																						
シースの種類		ポリオレフィン																																				
(略)																																						
低温伸び試験 (外径 12.5 mm 超え)	冷却温度 °C	-15±2																																				
	冷却時間 h	4																																				
	伸びの残率 最小値 %	<u>20</u>																																				
(略)																																						
5-2.1.7 試験方法			5-2.1.7 試験方法																																			

改正後	改正前	備考
.1 構造試験 構造試験は、JIS C 3410 の <u>8.1</u> による。 .2 導体抵抗試験 導体抵抗試験は、JIS C 3410 の <u>8.2</u> による。 .3 耐電圧試験 耐電圧試験は、JIS C 3410 の <u>8.3</u> による。 .4 絶縁抵抗試験 絶縁抵抗試験は、JIS C 3410 の <u>8.4</u> による。 <u>.5 線間静電容量試験</u> <u>線間静電容量試験は、JIS C 3410 の 8.6 による。</u> <u>.6 インダクタンスと導体抵抗との比試験</u> <u>インダクタンスと導体抵抗との比試験は、JIS C 3410 の 8.7 による。</u> <u>.7 耐炎性試験</u> 耐炎性試験は、JIS C 3410 の <u>8.9</u> による。 <u>.8 耐延焼性試験</u> 耐延焼性試験は、JIS C 3410 の <u>8.10</u> による。 <u>.9 材料試験</u> -1. <u>素線</u> 素線試験は、JIS C 3410 の <u>8.12.1</u> による。 -2. <u>引張強さ及び伸び</u> 引張試験は、JIS C 3410 の <u>8.12.2 a)</u> による。 -3. 耐空気老化性 耐空気老化性は、JIS C 3410 の <u>8.12.2 b)</u> による。 老化条件は、表 5、表 6 による。 -4. <u>ホットセット</u> <u>ホットセット</u>は、JIS C 3410 の <u>8.12.2 f)</u> による。	.1 構造試験 構造試験は、JIS C 3410 の <u>7.1</u> による。 .2 導体抵抗試験 導体抵抗試験は、JIS C 3410 の <u>7.2</u> による。 .3 耐電圧試験 耐電圧試験は、JIS C 3410 の <u>7.3</u> による。 .4 絶縁抵抗試験 絶縁抵抗試験は、JIS C 3410 の <u>7.4</u> による。 (新設) (新設) <u>.5 耐炎性試験</u> 耐炎性試験は、JIS C 3410 の <u>7.6</u> による。 <u>.6 耐延焼性試験</u> 耐延焼性試験は、JIS C 3410 の <u>7.7</u> による。 <u>.7 材料試験</u> -1. <u>素線試験</u> 素線試験は、JIS C 3410 の <u>7.9.1</u> による。 -2. <u>引張試験</u> 引張試験は、JIS C 3410 の <u>7.9.2 a)</u> による。 -3. 耐空気老化性 耐空気老化性は、JIS C 3410 の <u>7.9.2 b)</u> による。 老化条件は、表 5、表 6 による。 -4. <u>加熱伸長試験</u> <u>加熱伸長試験</u>は、JIS C 3410 の <u>7.9.2 f)</u> による。	

改正後	改正前	備考
-5. 高温絶縁抵抗 <u>高温絶縁抵抗</u>は、JIS C 3410 の <u>8.12.2 h)</u>による。 -6. <u>耐加熱変形性</u> <u>耐加熱変形性</u>は、JIS C 3410 の <u>8.12.3 c)</u>による。 -7. <u>耐巻付加熱性</u> <u>耐巻付加熱性</u>は、JIS C 3410 の <u>8.12.3 e)</u>による。 -8. <u>低温特性</u> <u>低温特性</u>は、JIS C 3410 の <u>8.12.3 d)</u>による。 (削る) (削る) -9. <u>酸性度 (pH 測定による) 伝導性の測定</u> <u>酸性度 (pH 測定による) 伝導性の測定</u>は、IEC 60754-2 による。 -10. <u>ハロゲン化水素ガス発生試験</u> 塩化水素及び臭化水素については IEC 60754-1 による。 ふっ化水素については IEC 60684-2 による。 5-2.1.8 (略) 5-2.1.9 関連規格 IEC 60092-350 <u>Electrical installations in ships - Part 350 : General construction and test methods of power, control and instrumentation cables for shipboard and offshore applications</u>	-5. 高温絶縁抵抗 <u>高温絶縁抵抗試験</u>は、JIS C 3410 の <u>7.9.2 h)</u>による。 -6. <u>耐加熱変形試験</u> <u>耐加熱変形試験</u>は、JIS C 3410 の <u>7.9.3 c)</u>による。 -7. <u>耐巻付加熱試験</u> <u>耐巻付加熱試験</u>は、JIS C 3410 の <u>7.9.3 e)</u>による。 -8. <u>低温曲げ試験</u> <u>低温曲げ試験</u>は、JIS C 3410 の <u>7.9.3 d) 1)</u>による。 -9. <u>低温伸び試験</u> <u>低温伸び試験</u>は、<u>JIS C 3410 の 7.9.3 d) 2)</u>による。 -10. <u>低温衝撃試験</u> <u>低温衝撃試験</u>は、<u>JIS C 3410 の 7.9.3 d) 3)</u>による。 -11. <u>燃焼時発生ガス試験</u> <u>燃焼時発生ガス試験</u>は、IEC 60754-2 による。 -12. <u>ハロゲン化水素ガス発生試験</u> 塩化水素及び臭化水素については IEC 60754-1 による。 ふっ化水素については IEC 60684-2 による。 5-2.1.8 (略) 5-2.1.9 関連規格 IEC 60092-350 <u>Electrical installations in ships - Part 350 : Shipboard power cables - General construction and test requirements</u>	

改正後											改正前											備考	
IEC 60092-353 Electrical installations in ships - Part 353 : <u>Power cables</u> for rated voltages 1 kV and 3 kV											IEC 60092-353 Electrical installations in ships - Part 353 : <u>Single and multicore non-radial field power cables with extruded solid insulation</u> for rated voltages 1 kV and 3 kV												
(略)											(略)												
IEC 60754-1 Test on gases evolved during combustion of materials from cables - Part 1 : Determination of the <u>halogen acid gas content</u>											IEC 60754-1 Test on gases evolved during combustion of materials from cables - Part 1 : Determination of the <u>amount of halogen acid gas</u>												
IEC 60754-2 Test on gases evolved during combustion of <u>materials from cables</u> - Part 2: Determination of <u>acidity (by pH measurement)</u> and conductivity											IEC 60754-2 Test on gases evolved during combustion of <u>electric cables</u> - Part 2 : Determination of <u>degree of acidity of gases evolved during the combustion of materials taken from electric cables by measuring pH</u> and conductivity												
5-2.1.10～5-2.1.11 (略)											5-2.1.10～5-2.1.11 (略)												
付表 1											付表 1												
0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性単心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケーブル(0.6/1kV FA-SCO)											0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性単心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケーブル(0.6/1kV FA-SCO)												
線心	導体			絶縁	シ	FA-SCO		導体抵抗	試験	絶縁抵抗	概算質量	線心	導体			絶縁	シ	FA-SCO		導体抵抗	試験	絶縁抵抗	概算質量
	公	素	外		ー	仕	仕上	(20℃)					公	素	外		ー	仕	仕上	(20℃)			

改正後												改正前												備考	
数	称断面積	線数／素線径	径	体厚さ	ス厚さ	上外径	外径許容差	めっきなし	めっきあり	電圧	(20℃)	数	称断面積	線数／素線径	径	体厚さ	ス厚さ	上外径	外径許容差	めっきなし	めっきあり	電圧	(20℃)		
	mm ²	mm		mm	mm	mm	±mm	Ω/km	Ω/km	V	MΩ・km		mm ²	mm		mm	mm	mm	±mm	Ω/km	Ω/km	V	MΩ・km	kg/km	
(略)												(略)													
構成は次による。 a) <u>すずめっき軟銅より線又は軟銅より線</u> b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識別） c) ポリオレフィンシー ス 注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。 注記 2 絶縁体上にテープを用いてもよい。 注記 3 定格電圧 AC : 0.6/1kV 以下 DC : 0.9/1.5kV 以下 注記 4 導体許容温度 90℃												構成は次による。 a) <u>軟銅より線又はすずめっき軟銅より線</u> b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識別） c) ポリオレフィンシー ス 注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。 注記 2 絶縁体上にテープを用いてもよい。 注記 3 定格電圧 AC : 0.6/1kV 以下 DC : 0.9/1.5kV 以下 注記 4 導体許容温度 90℃													
付表 2 0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 2 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシーケーブル(0.6/1kV FA-DCO)												付表 2 0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 2 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシーケーブル(0.6/1kV FA-DCO)													
線心	導体			絶縁	シ	FA-DCO		導体抵抗		試験	絶縁抵抗	概算質量	線心	導体			絶縁	シ	FA-DCO		導体抵抗		試験	絶縁抵抗	概算質量
	公	素	外		ー	仕	仕上	(20℃)						公称	素	外		ー	仕	仕上	(20℃)				

改正後												改正前												備考		
数	称 断 面 積	線 数 ／ 素 線 径	径	体 厚 さ	ス 厚 さ	上 外 径	外径 許容 差	めっ き なし	めっ き あり	電 圧	(20℃)		数	断面 積	線 数 ／ 素 線 径	径	体 厚 さ	ス 厚 さ	上 外 径	外径 許容 差	めっ き なし	めっ き あり	電 圧	(20℃)		
	mm ²	mm	mm	mm	mm	mm	±mm	Ω/km	Ω/km	V	MΩ ・ km	kg/km		mm ²	mm	mm	mm	mm	mm	±mm	Ω/km	Ω/km	V	MΩ ・ km	kg/km	
(略)													(略)													
構成は次による。 a) <u>すずめっき軟銅より線</u> 又は <u>軟銅より線</u> 注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。 b) 架橋ポリエチレン絶縁体 (識別) AC : 0.6/1kV 以下 c) より合わせ (介在物) DC : 0.9/1.5kV 以下 d) より合わせ上テープ 注記 3 導体許容温 90℃ e) ポリオレフィンシース													構成は次による。 a) <u>軟銅より線又はすずめ</u> <u>っき軟銅より線</u> 注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。 b) 架橋ポリエチレン絶縁体 (識別) AC : 0.6/1kV 以下 c) より合わせ (介在物) DC : 0.9/1.5kV 以下 d) より合わせ上テープ 注記 3 導体許容温 90℃ e) ポリオレフィンシース													
付表 3 0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 3 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケーブル(0.6/1kV FA-TCO)													付表 3 0.6/1kV ノンハロゲン耐延焼性 3 心架橋ポリエチレン絶縁ポリオレフィンシースケーブル(0.6/1kV FA-TCO)													
線 心	導体		絶 縁	シ ー	FA-TCO		導体抵抗 (20℃)		試 験	絶縁 抵抗	概算 質量		線 心	導体		絶 縁	シ ー	FA-TCO		導体抵抗 (20℃)		試 験	絶縁 抵抗	概算 質量		
	公	素	外		仕	仕上								公	素	外		仕	仕上							

改正後													改正前													備考
		径	m	m	付		±m	Ω/k	Ω/k	V	MΩ	kg/k			線	m	m	付	m	±m	Ω/k	Ω/k	V	MΩ	kg/k	
	mm ²		m	m	き	m	m	m	m		・ km	m		mm ²		m	m	き	m	m	m	m		・ km	m	
		m			ラ										m			ラ								
		m			ス													ス								
					チ													チ								
					ツ													ツ								
					ク													ク								
					テ													テ								
					ニ													ニ								
					プ													プ								
					遮													遮								
					蔽													い								
					厚													厚								
					さ													さ								
					(													)								
					)													m								
					mm													m								
(略)													(略)													
構成は次による。													構成は次による。													
a) <u>すずめつき軟銅より線又は軟銅より線</u>													a) <u>軟銅より線又はすずめつき軟銅より線</u>													
b) 架橋ポリエチレン絶縁体 (識別)													b) 架橋ポリエチレン絶縁体 (識別)													
注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。													注記 1 導体上に適切なセパレータテープを用いてもよい。													
注記 2 定格電圧 AC : 150/250V 以下 DC : 225/375V 以下													注記 2 定格電圧 AC : 150/250V 以下 DC : 225/375V 以下													

[illegible]

改正後													改正前													備考										
<u>軟銅より線</u> 注記 2 定格電圧 b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識 AC：150/250V 以下 別） DC：225/375V 以下 c) 対より（ <u>3個より、4個より</u> 注記 3 導体許容温度 90℃ は除く） d) より合わせ（介在物） e) より合わせ上テープ f) ポリオレフィンシース													<u>軟銅より線</u> 注記 2 定格電圧 b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識 AC：150/250V 以下 別） DC：225/375V 以下 c) 対より（ <u>2個より、3個より</u> 注記 3 導体許容温度 90℃ は除く） d) より合わせ（介在物） e) より合わせ上テープ f) ポリオレフィンシース																							
付表 9													付表 9																							
150/250V ノンハロゲン耐延焼性 <u>多対架橋ポリエチレン絶縁</u> ポリオレフィ ンシースケープル（ <u>一括遮蔽付</u> ）（150/250V FA-TTCOSLA）													150/250V ノンハロゲン耐延焼性 <u>電話用架橋ポリエチレン絶縁</u> ポリオレフ ィンシースケープル（ <u>一括遮へい付</u> ）（150/250V FA-TTCOSLA）																							
対 数	線 心 数	導体			絶 縁 体 厚 さ	アル ミ ニ ウム 厚 さ	FA- TTCOSL A		導体抵抗 (20℃)		試 験 電 圧	絶縁 抵抗 (20℃)	概算 質量	対 数	線 心 数	導体			絶 縁 体 厚 さ	アル ミ ニ ウム 厚 さ	FA- TTCOSL A		導体抵抗 (20℃)		試 験 電 圧	絶縁 抵抗 (20℃)	概算 質量									
		公 称 断 面 積	素 線 数 ／ 素 線 径	外 径			仕 上 外 径	仕上 外径 許容 差	めっ き なし	めっ き あり						Ω/k m	Ω/k m	MΩ ・ km			kg/k m	公 称 断 面 積	素 線 数 ／ 素 線 径	外 径				仕 上 外 径	仕上 外径 許容 差	めっ き なし	めっ き あり	Ω/k m	Ω/k m	V	MΩ ・ km	kg/k m
		mm ²	m m	m m	プ ラ ス チ ッ ク テ ニ	m m	m m	±m m			V					mm ²	m m	m m	プ ラ ス チ ッ ク テ ニ	m m	m m	±m m	Ω/k m	Ω/k m	V	MΩ ・ km	kg/k m									

改正後														改正前														備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
						<u>プ</u>									<u>遮</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

改正後	改正前	備考
(略) 構成は次による。 a) <u>すずめっき軟銅より線又は軟銅より線</u> b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識別） c) 対より d) アルミはく付き <u>プラスチックテープ遮蔽</u> e) セパレータテープ f) より合わせ（介在物） g) より合わせ上テープ h) ポリオレフィンシース 6. (略) 7. 救命設備 7.1 次の物件の性能試験は、1.7 に定めるところによる。 -1.～-23. (略) <u>-23-2. 搜索救助用位置指示送信装置(救命設備規則 40-2 参照)</u> -24.～-34. (略) 7.2～7.6 (略) 8. (略) 9. 自動化設備 9.1 (略) 9.2 自動<u>操舵</u>装置(自動化規則 6 参照)	(略) 構成は次による。 a) <u>軟銅より線又はすずめっき軟銅より線</u> b) 架橋ポリエチレン絶縁体（識別） c) 対より d) アルミはく付き <u>プラスチックテープ遮へい</u> e) セパレータテープ f) より合わせ（介在物） g) より合わせ上テープ h) ポリオレフィンシース 6. (略) 7. 救命設備 7.1 次の物件の性能試験は、1.7 に定めるところによる。 -1.～-23. (略) (新設) -24.～-34. (略) 7.2～7.6 (略) 8. (略) 9. 自動化設備 9.1 (略) 9.2 自動<u>操だ</u>装置(自動化規則 6 参照)	搜索救助用位置指示送信装置を追加

改正後	改正前	備考
9.2.1 (略) 9.2.2 手動<u>操舵</u>から自動<u>操舵</u>に切換えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路に合わせることができることを確かめる。 9.2.3 手動及び自動<u>操舵</u>の切換え並びに電源の切換え等を行い、船舶の針路に著しい影響が与えられないことを確かめる。 9.2.4・9.2.5 (略) 9.2.6 自動<u>操舵</u>装置又は船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発する装置の電源が断たれた場合における可視可聴の警報を発する装置の作動試験 10. (略)	9.2.1 (略) 9.2.2 手動<u>操だ</u>から自動<u>操だ</u>に切換えた場合において、船舶をあらかじめ設定した針路に合わせることができることを確かめる。 9.2.3 手動及び自動<u>操だ</u>の切換え並びに電源の切換え等を行い、船舶の針路に著しい影響が与えられないことを確かめる。 9.2.4・9.2.5 (略) 9.2.6 自動<u>操だ</u>装置又は船舶の針路があらかじめ設定された角度を超えて変化した場合において、可視可聴の警報を発する装置の電源が断たれた場合における可視可聴の警報を発する装置の作動試験 10. (略)	
附属書 F 整備基準等 1. 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器及びスライダー整備基準 1.1 <u>適用</u> この基準は、膨脹式救命いかだ、<u>膨脹式救命浮器</u>及びスライダー（以下「いかだ等」という。）について、点検、整備を行う場合に適用する。 1.2・1.3 (略) 1.4 整備記録の作成等 1.4.1 整備者は、<u>膨脹式救命いかだ又は膨脹式救命浮器の点検、整備を完了したときは別紙第1号様式の整備記録を、スライダーの点検、整備を完了したときは別紙第3号様式の整備記録をそれぞれ作成し、</u>検査を実施した管海官庁及び船舶所有者に各1部送付するとともに、1部を事業場に保管すること。	附属書 F 整備基準等 1. 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器及びスライダー整備基準 1.1 <u>適用範囲</u> この基準は、膨脹式救命いかだ、<u>救命浮器（膨脹式）</u>及びスライダー（以下「いかだ等」という。）について、点検、整備を行う場合に適用する。 1.2・1.3 (略) 1.4 整備記録の作成等 1.4.1 整備者は、<u>いかだ等の点検、整備を完了したときには、別紙第1号様式、別紙1-2号様式又は別紙3号様式の整備記録を作成し、</u>検査を実施した管海官庁及び船舶所有者に各1部送付するとともに、1部を事業場に保管すること。	表 記 の 統 一 表 記 の 統 一 作 成 記 録 の 対 象 の 明 確 化、整 備 記 録 に 係 る 様 式 番 号 の 修 正

改正後	改正前	備考
1.4.2 1.4.1 のほか、膨脹式救命いかだ又は膨脹式救命浮器に添付されている別紙第 2 号様式の整備経歴簿に整備結果を記入すること。 <u>膨脹式救命いかだ等整備記録（別紙第 1 号様式）</u> （別紙①のとおり） <u>膨脹式救命いかだ等整備経歴簿（別紙第 2 号様式）</u> （略） <u>降下式乗込装置（スライダー）整備記録（別紙第 3 号様式）</u> （別紙③のとおり） 2.～5. （略） 6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び<u>小型船舶用救命浮器（膨脹式）</u>整備基準 6.1 適用 この基準は小型船舶用膨脹式救命いかだ及び<u>小型船舶用救命浮器（膨脹式）</u>（以下「<u>小型船舶用いかだ等</u>」という。）について、点検、整備を行う場合に適用する。 6.2 点検、整備の方法 <u>小型船舶用いかだ等</u>の点検、整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は第 1 種中間検査の時期に行い、次の事項について確かめる。なお、<u>小型船舶用いかだ等</u>の点検、整備にあたっては、それぞれの製品についての社内基準に基づき慎重に行わなければならない。 6.2.1 外観点検 -1. （略） -2. 展張状態での点検 <u>小型船舶用いかだ等</u>の本体を展張し、表 1 に従って各部材質の劣化、汚損、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検す	1.4.2 1.4.1 のほか、膨脹式救命いかだ又は膨脹式救命浮器に添付されている別紙第 2 号様式の整備経歴簿に整備結果を記入すること。 <u>膨脹式救命いかだ等整備記録</u> （別紙②のとおり） <u>膨脹式救命いかだ等整備経歴簿</u> （略） <u>降下式乗込装置（スライダー）整備記録</u> （別紙④のとおり） 2.～5. （略） 6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び<u>膨脹式の小型船舶用救命浮器</u>整備基準 6.1 適用 この基準は小型船舶用膨脹式救命いかだ及び<u>小型船舶用救命浮器（膨脹式に限る。以下「<u>いかだ等</u>」という。）</u>について、点検、整備を行う場合に適用する。 6.2 点検、整備の方法 <u>いかだ等</u>の点検、整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は第 1 種中間検査の時期に行い、次の事項について確かめる。なお、<u>いかだ等</u>の点検、整備にあたっては、それぞれの製品についての社内基準に基づき慎重に行わなければならない。 6.2.1 外観点検 -1. （略） -2. 展張状態での点検 <u>いかだ等</u>の本体を展張し、表 1 に従って各部材質の劣化、汚損、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。	様式名の明示 表記の統一 表記の統一

改正後	改正前	備考
る。 表 1 (略) 6.2.2 (略) 6.2.3 ギ装品の点検 (<u>小型船舶用救命浮器 (膨脹式)</u>を除く) (略) 6.2.4～6.3 (略) 6.4 最終点検及び積付けの点検 整備の完了した<u>小型船舶用いかだ等</u>は次の要領に従って最終点検、梱包の後輸送し、本船へ積み付ける。 6.4.1 最終点検 整備者は、整備の完了した<u>小型船舶用いかだ等</u>は、ガスボンベの重量、ガス充気装置の取付状態、補充弁(吸排弁)の閉鎖、ギ装品の取り付け等を確認したうえ収納し、コンテナに封印を行い、輸送中の損傷を防ぐため木箱その他に梱包、輸送すること。 6.4.2 積付けの点検 本船へは所定の方法で積付け、作動索、締付バンド、自動離脱装置の取付け状態を確認する。なお、自動離脱装置のない格納装置にあっては、<u>小型船舶用いかだ等</u>の投下及び自然浮揚のできることを確認すること。 6.5 整備記録の作成等 6.5.1 整備者は、<u>小型船舶用いかだ等</u>の点検、整備を完了したときには、別紙第 1 号様式の整備記録を作成し、検査を実施した管海官庁及び船舶所有者に各 1 部送付するとともに、1 部を事業場に保管すること。 6.5.2 前記 6.5.1 のほか、<u>小型船舶用いかだ等</u>に添付されている別紙第 2 号様式の整備経歴簿に整備結果を記入すること。 <u>膨脹式救命いかだ等整備記録 (別紙第 1 号様式)</u>	表 1 (略) 6.2.2 (略) 6.2.3 ギ装品の点検 (<u>膨脹式小型船舶用救命浮器</u>を除く) (略) 6.2.4～6.3 (略) 6.4 最終点検及び積付けの点検 整備の完了した<u>いかだ等</u>は次の要領に従って最終点検、梱包の後輸送し、本船へ積み付ける。 6.4.1 最終点検 整備者は、整備の完了した<u>いかだ等</u>は、ガスボンベの重量、ガス充気装置の取付状態、補充弁(吸排弁)の閉鎖、ギ装品の取り付け等を確認したうえ収納し、コンテナに封印を行い、輸送中の損傷を防ぐため木箱その他に梱包、輸送すること。 6.4.2 積付けの点検 本船へは所定の方法で積付け、作動索、締付バンド、自動離脱装置の取付け状態を確認する。なお、自動離脱装置のない格納装置にあっては、<u>いかだ等</u>の投下及び自然浮揚のできることを確認すること。 6.5 整備記録の作成等 6.5.1 整備者は、<u>いかだ等</u>の点検、整備を完了したときには、別紙第 1 号様式の整備記録を作成し、検査を実施した管海官庁及び船舶所有者に各 1 部送付するとともに、1 部を事業場に保管すること。 6.5.2 前記 6.5.1 のほか、<u>いかだ等</u>に添付されている別紙第 2 号様式の整備経歴簿に整備結果を記入すること。 <u>膨脹式救命いかだ等整備記録</u>	表 記 の 統 一 表 記 の 統 一 表 記 の 統 一 様 式 名 の

改正後	改正前	備考
(別紙①のとおり) <u>膨脹式救命いかだ等整備経歴簿 (別紙第2号様式)</u> (略) (削る) 7. ナブテックス受信機整備基準 7.1 (略) 7.2 整備の方法 (略) 7.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 ナブテックス受信機の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操舵</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 7.2.2～7.3 (略) 8. 高機能グループ呼出受信機整備基準 8.1 (略) 8.2 整備の方法 (略) 8.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検	(別紙②のとおり) <u>膨脹式救命いかだ等整備経歴簿</u> (略) <u>降下式乗込装置 (スライダー) 整備記録</u> 7. ナブテックス受信機整備基準 7.1 (略) 7.2 整備の方法 (略) 7.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 ナブテックス受信機の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操だ</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 7.2.2～7.3 (略) 8. 高機能グループ呼出受信機整備基準 8.1 (略) 8.2 整備の方法 (略) 8.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検	明示 不要な様式の削除

改正後	改正前	備考
高機能グループ呼出受信機の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっているかを点検する。 -3.～-5. (略) 8.2.2～8.3 (略) 9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準 9.1 (略) 9.2 整備の方法 (略) 9.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 VHF デジタル選択呼出装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)操舵室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっているかを点検する。 -3.～-6. (略) 9.2.2～9.3 (略) 10. VHF デジタル選択呼出聴守装置整備基準 10.1 (略) 10.2 整備の方法 (略) 10.2.1 外観点検 -1. (略)	高機能グループ呼出受信機の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)操だ室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっているかを点検する。 -3.～-5. (略) 8.2.2～8.3 (略) 9. VHF デジタル選択呼出装置整備基準 9.1 (略) 9.2 整備の方法 (略) 9.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 VHF デジタル選択呼出装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)操だ室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっているかを点検する。 -3.～-6. (略) 9.2.2～9.3 (略) 10. VHF デジタル選択呼出聴守装置整備基準 10.1 (略) 10.2 整備の方法 (略) 10.2.1 外観点検 -1. (略)	

改正後	改正前	備考
-2. 表示の点検 VHF デジタル選択呼出聴守装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)操舵室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 10.2.2～10.3 (略) 11. デジタル選択呼出装置整備基準 11.1 (略) 11.2 整備の方法 (略) 11.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 デジタル選択呼出装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC クラス、検定印又は証印(ii)操舵室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-6. (略) 11.2.2～11.3 (略) 12. デジタル選択呼出聴守装置整備基準 12.1 (略) 12.2 整備の方法 (略) 12.2.1 外観点検	-2. 表示の点検 VHF デジタル選択呼出聴守装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)操だ室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 10.2.2～10.3 (略) 11. デジタル選択呼出装置整備基準 11.1 (略) 11.2 整備の方法 (略) 11.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示の点検 デジタル選択呼出装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC クラス、検定印又は証印(ii)操だ室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-6. (略) 11.2.2～11.3 (略) 12. デジタル選択呼出聴守装置整備基準 12.1 (略) 12.2 整備の方法 (略) 12.2.1 外観点検	

改正後	改正前	備考
-1. (略) -2. 表示の点検 デジタル選択呼出聴守装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)<u>操舵</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 12.2.2～12.3 (略) 13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1・13.2 (略) 13.3 最終点検及び積付け点検 (略) 13.3.1 (略) 13.3.2 積み付けの点検 -1. (略) -2. 船体構造などで衛星への通信が妨げられない位置に積み付けてあること。また、<u>操舵</u>室から遠隔操作できるものには、その動作が確実に行われることを確認する。 13.4 (略) 14. <u>レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置</u>整備基準	-1. (略) -2. 表示の点検 デジタル選択呼出聴守装置の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、DSC のクラス、検定印又は証印(ii)<u>操だ</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-5. (略) 12.2.2～12.3 (略) 13. 浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置及び非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置整備基準 13.1・13.2 (略) 13.3 最終点検及び積付け点検 (略) 13.3.1 (略) 13.3.2 積み付けの点検 -1. (略) -2. 船体構造などで衛星への通信が妨げられない位置に積み付けてあること。また、<u>操だ</u>室から遠隔操作できるものには、その動作が確実に行われることを確認する。 13.4 (略) 14. <u>レーダー・トランスポンダー</u>整備基準	搜索救助用位置指示送信装置の整備基準を追加

改正後	改正前	備考
14.1 適用 この基準は、<u>レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置（以下「レーダー・トランスポンダー等」という。）</u>について、整備を行う場合に適用する。 14.2 整備の方法 <u>レーダー・トランスポンダー等</u>の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許記録の写し等に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。 14.2.1 外観点検 -1. （略） -2. 表示の点検 <u>レーダー・トランスポンダー等</u>の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印または証印(ii)簡単な取扱説明(iii)使用電池の有効期限（<u>-6.</u>の点検後電池を新しいものに交換する場合は、交換後の有効期限）の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-6. （略） 14.2.2 シールドルーム（電波遮蔽室）内での点検（ただし、<u>-2.(2)</u>による点検にあつては、<u>-1.</u>の規定に関わらず、当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行ってもよい。） -1. 次の事項に留意して点検の準備を行う。（船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること） (1) <u>レーダー・トランスポンダー等</u>をシールドルームに入れシールドルームの「使用中」の表示を確認し、ドアを確実に閉める。	14.1 適用 この基準は、<u>レーダー・トランスポンダー</u>について、整備を行う場合に適用する。 14.2 整備の方法 <u>レーダー・トランスポンダー</u>の整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、その搭載船舶及び免許人の氏名又は名称が電波法に基づく免許記録の写し等に記載されているとおりであること並びに次の事項について確認する。 14.2.1 外観点検 -1. （略） -2. 表示の点検 <u>レーダー・トランスポンダー</u>の本体の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印または証印(ii)簡単な取扱説明(iii)使用電池の有効期限（<u>14.2.3</u>の点検後電池を新しいものに交換する場合は、交換後の有効期限）の表示が適切なものであり、かつ、見易い箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 -3.～-6. （略） 14.2.2 シールドルーム（電波遮蔽室）内での点検（ただし、<u>-2.(2)</u>による点検にあつては、<u>-1.</u>の規定に関わらず、当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行ってもよい。） -1. 次の事項に留意して点検の準備を行う。（船内シールドルームで点検を行う場合は、「GMDSS 無線設備の船上における検査等のためのガイドライン」の要件にも注意すること） (1) <u>レーダー・トランスポンダー</u>をシールドルームに入れシールドルームの「使用中」の表示を確認し、ドアを確実に閉める。	誤記修正

改正後	改正前	備考
(2) 電池は、<u>レーダー・トランスポンダー等</u>にそれまで装着してあった電池又は作動試験用電池を使用する。<u>なお、電池が過度に消耗していないことを、直流電圧計による端子電圧の測定、又は自己診断機能の作動により確認すること。</u> (3) <u>レーダー・トランスポンダー等</u>をシールドボックスに入れる。(船内シールドルームの場合は、電波吸収体に囲まれた箱に入れる。) -2. レーダー・トランスポンダーについて次の区分により点検を行う。 (1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検 (a) (略) (b) 応答表示 (i)・(ii) (略) (削る) (c)～(h) (略) 上記(a)～(h)の点検は、試験信号(周波数 9,350 MHz で単一指向性空中線から水平偏波で空間に放射されるもので、その放射量が既知であり、繰り返し周波数 1 kHz、10%及び 90%の振幅における立ち上がり/減衰時間 20±5 nsec、90%におけるパルス幅 1µsec±0.1µsec のもの。)を用いて行うこと。 (2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検査の時期に行う点検 (a) (略) (b) 応答表示 (i)・(ii) (略) (削る)	(2) 電池は、<u>レーダー・トランスポンダー</u>にそれまで装着してあった電池又は作動試験用電池を使用する。<u>なお、電池は、作動試験のために装着する前に直流電圧計を用いてその端子電圧を測定し、過度に消耗しているものについては、使用しないこと。</u> (3) <u>レーダー・トランスポンダー</u>をシールドボックスに入れる。(船内シールドルームの場合は、電波吸収体に囲まれた箱に入れる。) -2. レーダー・トランスポンダーについて次の区分により点検を行う。 (1) 定期検査及び旅客船の第1種中間検査の時期に行う点検 (a) (略) (b) 応答表示 (i)・(ii) (略) <u>(iii) 可視モニターが点滅式標識灯を兼ねるものについてはその動作が区別できること。</u> (c)～(h) (略) 上記(a)～(h)の点検は、試験信号(周波数 9,350 MHz で単一指向性空中線から水平偏波で空間に放射されるもので、その放射量が既知であり、繰り返し周波数 1 kHz、10%及び 90%の振幅における立ち上がり/減衰時間 20±5 nsec、90%におけるパルス幅 1µsec±0.1µsec のもの。)を用いて行うこと。 (2) 第1種中間検査(旅客船を除く。)及び第2種中間検査の時期に行う点検 (a) (略) (b) 応答表示 (i)・(ii) (略) <u>(iii) レーダー・トランスポンダーの可視モニターが点滅式標識灯を兼ねるものによってはその作動が区別できること。</u>	

改正後	改正前	備考
<u>上記(i)及び(ii)の点検を当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行う場合にあっては、試験信号の照射に代え、自船レーダーの空中線が見える位置で 20 m から 100 m 離れた場所に本体を置き、レーダーの観測者と連絡を取りながら、レーダーの空中線が二回旋回する時間以内で本体の電源を入れて行うことにより、<u>(i)及び(ii)の応答の確認を行うこと。</u></u> <u>-3. 搜索救助用位置指示送信装置について次の区分により点検を行う。</u> <u>(1) 搜索救助用位置指示送信装置を手動で起動させ、信号を発信していることを示す可視又は可聴モニターが動作すること。また、信号の発信を停止させたときは、可視又は可聴モニターの動作が停止すること。(本項目は自己診断機能により確認することで差し支えない。)</u> <u>(2) (a)及び(b)の項目について確認する。これら項目は、自己診断機能で測定することにより確認して差し支えない。この場合、確認は省略して差し支えない。</u> <u>(a) 送信電力 (Power) が、1W-5.5dB~+4dB (0.28~2.5W、24.5~34dBm) の範囲内にあることを確認する。</u> <u>(b) 搬送波の周波数許容偏差 (Fo) が、161.975 / 162.025MHz±500Hz の範囲内にあることを確認する。</u> <u>(3) 1回以上 GNSS 測位データを計測し、受信した GNSS 信号が 100m 以内の測位位置精度を有していることを確認する。</u> 14.3 最終点検及び積付点検 点検を完了した<u>レーダー・トランスポンダー等</u>は、本船へ積み付ける。 14.3.1 最終点検 -1. 本機のすべての構成品が完全な状態で揃っていることを確認する。<u>レーダー・トランスポンダーにあっては、</u>できるだけ短時間電源を入れ待ち受け状態を示す表示灯が点灯することを確認する。 -2. (略)	<u>上記(i)~(iii)の点検を当該装置の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する乗組員の立会いのもとに本船上で行う場合にあっては、試験信号の照射に代え、自船レーダーの空中線が見える位置で 20 m から 100 m 離れた場所に本体を置き、レーダーの観測者と連絡を取りながら、レーダーの空中線が二回旋回する時間以内で本体の電源を入れて行うことにより、<u>各(i)~(iii)の応答の確認を行うこと。</u></u> (新設) 14.3 最終点検及び積付点検 点検を完了した<u>レーダー・トランスポンダー</u>は、本船へ積み付ける。 14.3.1 最終点検 -1. 本機のすべての構成品が完全な状態で揃っていることを確認<u>した後、</u>できるだけ短時間電源を入れ待ち受け状態を示す表示灯が点灯することを確認する。 -2. (略)	

改正後	改正前	備考
-3. <u>レーダー・トランスポンダー等</u>の本体に記載されている 14.2.1-2 に規定される各項目の表示が適切になされていることを確認する。 14.3.2 (略) 14.4 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の<u>レーダー・トランスポンダー等</u>整備記録（「GMDSS 設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に 1 部送付するとともに、1 部をサービス・ステーションに保管する。 <u>レーダー・トランスポンダー等</u>整備記録 (別紙⑤のとおり) 15.～17. (略) 18. 航海用レーダー整備基準 18.1 (略) 18.2 整備の方法 (略) 18.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示等の点検 (1) 航海用レーダーの各構成品の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操舵</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダーの電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(自動衝突予防援助装置及び自動<u>操舵</u>装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること)であることを確認する。	-3. <u>レーダー・トランスポンダー</u>の本体に記載されている 14.2.1-2 に規定される各項目の表示が適切になされていることを確認する。 14.3.2 (略) 14.4 整備記録の作成等 整備者は、別紙様式の<u>レーダー・トランスポンダー</u>整備記録（「GMDSS 設備等整備記録総括表」を含む。）を作成し、管海官庁及び船舶所有者に 1 部送付するとともに、1 部をサービス・ステーションに保管する。 <u>レーダー・トランスポンダー</u>整備記録 (別紙⑥のとおり) 15.～17. (略) 18. 航海用レーダー整備基準 18.1 (略) 18.2 整備の方法 (略) 18.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示等の点検 (1) 航海用レーダーの各構成品の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操だ</u>室に装備する機器にあっては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダーの電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(自動衝突予防援助装置及び自動<u>操だ</u>装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること)であることを確認する。	

改正後	改正前	備考
(2)～(4) (略) -3.～-5. (略) 18.2.2～18.3 (略) 18-2. 航海用レーダー整備基準 18-2.1 適用 (略) 18-2.2 整備の方法 (略) 18-2.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示等の点検 (1) 航海用レーダーの各構成品の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)操舵室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダー及び自動操舵装置の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(0.5 度以内であること)であることを確認する。 (2)～(4) (略) -3.～-6. (略) 18-2.2.2～18-2.3 (略) 19. 電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置(以下「自動衝突予防援助装置等」という。この 19.中で同じ)整備基準 19.1 (略) 19.2 整備の方法 (略) 19.2.1 外観点検	(2)～(4) (略) -3.～-5. (略) 18.2.2～18.3 (略) 18-2. 航海用レーダー整備基準 18-2.1 適用 (略) 18-2.2 整備の方法 (略) 18-2.2.1 外観点検 -1. (略) -2. 表示等の点検 (1) 航海用レーダーの各構成品の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)操だ室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていない場合、航海用レーダー及び自動操舵装置の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(0.5 度以内であること)であることを確認する。 (2)～(4) (略) -3.～-6. (略) 18-2.2.2～18-2.3 (略) 19. 電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置(以下「自動衝突予防援助装置等」という。この 19.中で同じ)整備基準 19.1 (略) 19.2 整備の方法 (略) 19.2.1 外観点検	

改正後	改正前	備考
-1. (略) -2. 表示等の点検 自動衝突予防援助装置等の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操舵</u>室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていないときは、自動衝突予防援助装置等の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(航海用レーダー及び自動<u>操舵</u>装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること)であることを確認する。 -3.・-4. (略) 19.2.2～19.3 (略) 20.～21-2. (略) 21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器 21-3.1・21-3.2 (略) 21-3.3 最終点検及び積付け点検 (略) 21-3.3.1 (略) 21-3.3.2 積付けの点検 -1. (略) -2. 船体構造などで衛星への通信が妨げられない位置に積み付けてあること。また、<u>操舵</u>室から遠隔操作できるものにあつては、その動作が確実に行われることを確認する。 21-3.4 (略) 22. 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(決議 MSC.402(96)附属書)	-1. (略) -2. 表示等の点検 自動衝突予防援助装置等の(i)名称、型式、型式承認番号、製造年月、製造番号、製造者名、検定印又は証印、(ii)<u>操だ</u>室に装備する機器にあつては磁気コンパスに対する最小安全距離の表示が適切なものであり、かつ、見やすい箇所になされ、かすれて見えにくくなっていないかを点検する。 なお、磁気コンパスに対する最小安全距離が保たれていないときは、自動衝突予防援助装置等の電源スイッチをオン又はオフにすることにより、当該磁気コンパスに与える影響が軽微(航海用レーダー及び自動<u>操だ</u>装置の電源スイッチのオン又はオフのいずれの状況においても、これらのすべての装置の合計誤差が 0.5 度以内であること)であることを確認する。 -3.・-4. (略) 19.2.2～19.3 (略) 20.～21-2. (略) 21-3. 航海情報記録装置の自動浮揚容器 21-3.1・21-3.2 (略) 21-3.3 最終点検及び積付け点検 (略) 21-3.3.1 (略) 21-3.3.2 積付けの点検 -1. (略) -2. 船体構造などで衛星への通信が妨げられない位置に積み付けてあること。また、<u>操だ</u>室から遠隔操作できるものにあつては、その動作が確実に行われることを確認する。 21-3.4 (略) 22. 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(決議 MSC.402(96)附属書)	

改正後	改正前	備考
1～5 （略） 6 点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の具体的な手順 6.1 一般/保守 6.1.1～6.2.3 （略） 6.2.4 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの離脱装置に対して、以下の項目が満足する状態かどうか詳細検査を行う。³また、パラグラフ 6.2.10 に規定された空艇又は同等の荷重を用いた、年次のウインチブレーキ作動試験を実施した後、作動が良好であることを検査しなければならない。 ³ この目的のためにハンギングオフペナントを使用することができるが、救命艇が通常の格納状態の時や、訓練中など、その他の場合は、取り付けたまの状態であってはならない。離脱装置は、作動試験を行う前に検査されなくてはならない。離脱装置は、その作動試験及びウインチブレーキの作動試験の後、再び検査すること。ウインチブレーキの試験時に、損傷を防ぐため、特にフックを掛ける場合は、特別の考慮をはらうこと。 .1・.2 （略） .3 <u>水圧インターロック装置</u>(装備されている場合) .4・.5 （略） 注記： （略） 6.2.5～6.3.4 （略） 7・8 （略） 23. （略）	1～5 （略） 6 点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の具体的な手順 6.1 一般/保守 6.1.1～6.2.3 （略） 6.2.4 救命艇(自由降下式救命艇を含む)、救助艇、高速救助艇及び救命いかだの離脱装置に対して、以下の項目が満足する状態かどうか詳細検査を行う。³また、パラグラフ 6.2.10 に規定された空艇又は同等の荷重を用いた、年次のウインチブレーキ作動試験を実施した後、作動が良好であることを検査しなければならない。 ³ この目的のためにハンギングオフペナントを使用することができるが、救命艇が通常の格納状態の時や、訓練中など、その他の場合は、取り付けたまの状態であってはならない。離脱装置は、作動試験を行う前に検査されなくてはならない。離脱装置は、その作動試験及びウインチブレーキの作動試験の後、再び検査すること。ウインチブレーキの試験時に、損傷を防ぐため、特にフックを掛ける場合は、特別の考慮をはらうこと。 .1・.2 （略） .3 <u>水圧インタロック装置</u>(装備されている場合) .4・.5 （略） 注記： （略） 6.2.5～6.3.4 （略） 7・8 （略） 23. （略）	「インターロック」に表記統一
附属書 H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. 適用	附属書 H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. 適用	

改正後	改正前	備考
(略) (1)・(2) (略) (3) GMDSS 設備の整備 (イ)・(ロ) (略) (ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、<u>搜索救助用位置指示送信装置、持運び式双方向無線電話装置</u>及び固定式双方向無線電話装置をいう。 (4)～(6) (略) 2.～11. (略) 別記 1・別記 2 (略) 別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1. 適用 (略) (1) (略) (2) GMDSS 救命設備 (i)～(iii) (略) <u>(iv) 搜索救助用位置指示送信装置</u> <u>(v) 持運び式双方向無線電話装置</u> <u>(vi) 固定式双方向無線電話装置</u> 2. (略) 3. 機器及び備品類等 (略) 3.1・3.2 (略) <u>3.3-1</u> レーダー・トランスポンダー	(略) (1)・(2) (略) (3) GMDSS 設備の整備 (イ)・(ロ) (略) (ハ) GMDSS 救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、<u>持運び式双方向無線電話装置</u>及び固定式双方向無線電話装置をいう。 (4)～(6) (略) 2.～11. (略) 別記 1・別記 2 (略) 別記 3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準 1. 適用 (略) (1) (略) (2) GMDSS 救命設備 (i)～(iii) (略) (新設) <u>(iv) 持運び式双方向無線電話装置</u> <u>(v) 固定式双方向無線電話装置</u> 2. (略) 3. 機器及び備品類等 (略) 3.1・3.2 (略) <u>3.3</u> レーダー・トランスポンダー	搜索救助用位置指示送信装置を追加

改正後		改正前		備考
第 1 表		第 1 表		可読性向上のため 改行を加える
区分	必要な人員	区分	必要な人員	
1 種 サービス・ステーション	<u>第 2 表の種別 1 に掲げる技能者 1 名</u> <u>第 2 表の種別 2 に掲げる技能者 2 名</u> <u>第 2 表の種別 3 に掲げる技能者 1 名</u>	1 種 サービス・ステーション	<u>第 2 表の種別 1 に掲げる技能者 1 名</u> <u>第 2 表の種別 2 に掲げる技能者 2 名</u> <u>第 2 表の種別 3 に掲げる技能者 1 名</u>	
2 種 サービス・ステーション	<u>第 2 表の種別 1 に掲げる技能者 1 名</u> <u>第 2 表の種別 2 に掲げる技能者 2 名</u>	2 種 サービス・ステーション	<u>第 2 表の種別 1 に掲げる技能者 1 名</u> <u>第 2 表の種別 2 に掲げる技能者 2 名</u>	
第 2 表 (略)		第 2 表 (略)		別記様式の引用番号の誤記修正
4. (略)		4. (略)		
5. 整備点検記録の作成 サービス・ステーションの整備点検責任者は、船舶毎に <u>別紙様式 5-3</u> に基づく整備点検記録を作成し、保管しなければならない。		5. 整備点検記録の作成 サービス・ステーションの整備点検責任者は、船舶毎に <u>別紙様式 6-3</u> に基づく整備点検記録を作成し、保管しなければならない。		
6. (略)		6. (略)		
別紙様式 5-1、5-2 (別紙⑦のとおり)		別紙様式 5-1、5-2 (別紙⑧のとおり)		
別紙様式 5-3 内燃機関の整備点検記録 (略)		別紙様式 5-3 内燃機関の整備点検記録 (略)		
別記 6 (略)		別記 6 (略)		

附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 8 年 7 月 24 日から施行する。

膨脹式救命いかだ等整備記録

(第 1 号様式)

()

船名				整備事業場名												
いかだ等種類			型式		型式承認番号		メーカー名		製造番号		製造年月		本船のいかだ等 No.			
整備番号				整備年月日						整備の種類						
前回整備				前回整備事項						前回整備事業場名						
展張外観検査			ガス膨脹試験		試験年月：				ガス作動：		安全弁：		膨脹状態：			
			耐圧試験		上(外)気室：kPa()				下(内)気室：kPa()		膨脹状態：					
荷重試験		進水用		荷重		kg：										
		投下用		床上 荷重		kg：		水槽 荷重種類：		質量：		kg				
漏洩試験			上(外)気室				下(内)気室				支柱気室					
			kPa()				kPa()				kPa()					
床気室漏洩試験																
安全弁の作動			上気室(右)		上気室(左)		下気室(右)		下気室(左)		支柱気室					
開放圧			kPa()		kPa()		kPa()		kPa()		kPa()					
閉止圧			kPa()		kPa()		kPa()		kPa()		kPa()					
乗込台の機能確認試験(膨脹式)					内圧設定値：kPa				30 分放置後の下気室の異常：							
乗込台の機能確認試験(膨脹式以外)					取付部の異常：				外観の異常：							
天幕気柱の機能確認試験					天幕気柱圧力：kPa				30 分放置後の異常：							
充気装置		自動索		基準長：m		実測長：m		交換年月：								
		もやい綱		基準長：m		実測長：m		交換年月：								
		引き寄せ索		基準長：m		実測長：m		交換年月：								
作動ワイヤの取付け位置			もやい綱のいかだ側から				基準値：m		実測値：m							
ボンベ	ボンベ No.															
	記号及び番号															
	製造年月															
	容器容量															
	耐圧試験年月															
	充填年月															
	ガス質量		CO ₂ ：kg		CO ₂ ：kg		CO ₂ ：kg		CO ₂ ：kg		CO ₂ ：kg					
			N ₂ ：kg		N ₂ ：kg		N ₂ ：kg		N ₂ ：kg		N ₂ ：kg					
交換/継続の別																
パッチ等の数(補修のみ)				整備前				整備後								
艀装品等	品名		個数		有効期間		交換/継続の別		品名		個数		有効期間		交換/継続の別	
	落下傘付信号								応急医療具(器具)							
	信号紅炎								応急医療具(薬品)							
	発煙浮信号								海水電池							
	救難食糧								リチウム電池							
	飲料水								ゴムのみ		水密電気灯用乾電池					
	船酔い薬								海面着色剤		製造者：		製造年月：			
	自動離脱装置		製造者				型式				製造年月：		ウィークリンク			
		試験荷重		1.96kN				製造番号：		作動圧力：MPa		交換年月：				
いかだ架台手動作動試験									架台の種類							
	※該当する欄に限る。								最小航海喫水線からの積付高さ：m							
									積付年月日：							
									直接監督者 氏名及び検印			積付実施者 氏名及び検印				

膨脹式救命いかだ等整備記録

()

船名		整備事業場名							
いかだ等種類		型式	型式承認番号	メーカー名	製造番号	製造年月	本船のいかだ等No.		
整備番号		整備年月日		整備の種類					
前回整備		前回整備事項		前回整備事業場名					
展張外観検査		ガス膨脹試験		試験年月:		ガス作動:	安全弁:	膨脹状態:	
		耐圧試験		上(外)気室: kPa()		下(内)気室: kPa()		膨脹状態:	
荷重試験	進水用	荷重		kg;					
	投下用	床上	荷重	kg;		水槽	荷重種類:	質量: kg;	
漏洩試験		上(外)気室		下(内)気室		支柱気室			
		kPa()		kPa()		kPa()			
床気室漏洩試験									
安全弁の作動		上気室(右)		上気室(左)		下気室(右)		下気室(左)	支柱気室
開放圧		kPa()		kPa()		kPa()		kPa()	kPa()
閉止圧		kPa()		kPa()		kPa()		kPa()	kPa()
乗込台の機能確認試験(膨脹式)			内圧設定値: kPa			30分放置後の下気室の異常:			
乗込台の機能確認試験(膨脹式以外)			取付部の異常:			外観の異常:			
天幕気柱の機能確認試験			天幕気柱圧力: kPa			30分放置後の異常:			
充気装置	自動索	基準長: m		実測長: m		交換年月:			
	もやい綱	基準長: m		実測長: m		交換年月:			
	引き寄せ索	基準長: m		実測長: m		交換年月:			
作動ワイヤの取付け位置		もやい綱のいかだ側から		基準値: m		実測値: m			
ポンベ	ポンベ No.								
	記号及び番号								
	製造年月								
	容器容量								
	耐圧試験年月								
	充填履歴								
	ガス質量	CO ₂ :	kg	CO ₂ :	kg	CO ₂ :	kg	CO ₂ :	kg
		N ₂ :	kg	N ₂ :	kg	N ₂ :	kg	N ₂ :	kg
交換/継続の別									
パッチ等の数(補修のみ)				整備前		整備後			
艀装品等	品名	個数	有効期間	交換/継続の別	品名	個数	有効期間	交換/継続の別	
	落下傘付信号				応急医療具(器具)				
	信号紅炎				応急医療具(薬品)				
	発煙浮信号				海水電池				
	救難食糧				リチウム電池				
	飲料水				ゴムのり		水密電気灯用乾電池		
	船酔い薬				海面着色剤	製造者	製造年月:		
	自動離脱装置	製造者		型式	製造年月:		ウィークリンク		
	試験荷重	1.96kN	製造番号:		作動圧力: MPa		交換年月:		
いかだ架台 手動作動試験					架台の種類				
※該当する欄に限る。					最小航海喫水線からの積付高さ: m				
					積付年月日:				
					直接監督者 氏名及び検印		積付実施者 氏名及び検印		

(第 3 号様式)

降下式乗込装置(スライダー)整備記録

船名		整備事業場名						
型式		型式承認番号	メーカー名		製造番号	製造年月	本船のスライダー No.	
整備番号		整備年月日			整備の種類			
前回整備		前回整備事項			前回整備事業場名			
展張外観検査	ガス膨脹試験	試験年月：			ガス作動：	安全弁：	膨脹状態：	
	耐圧試験	上気室：kPa ()			下気室：kPa ()	膨脹状態：		
漏洩試験	上気室		下気室		支柱気室			
	kPa ()		kPa ()		kPa ()			
安全弁の作動	上気室	上気室						
開放圧	kPa ()	kPa ()						
閉止圧	kPa ()	kPa ()						
天幕気柱の機能確認試験		天幕気柱圧力：			kPa	30 分放置後の異常：		
充気装置	自動索	基準長：	m	実測長：	m	交換年月：		
作動ワイヤの取付け位置		もやい綱のいかだ側から		基準値：	m	実測値：		
ボンベ	ボンベ No.							
	記号及び番号							
	製造年月							
	容器容量							
	耐圧試験年月							
	充填年月							
	ガス質量	CO ₂ ：	kg	CO ₂ ：	kg			
		N ₂ ：	kg	N ₂ ：	kg			
交換/継続の別								
パッチ等の数（補修のみ）		整備前			整備後			
	※該当する欄に限る。				最小航海喫水線からの積付高さ：			
					m			
					積付年月日：			
					直接監督者 氏名及び検印		積付実施者 氏名及び検印	

降下式乗込装置(スライダー)整備記録

()

船名		整備事業場名						
型式		型式承認番号	メーカー名		製造番号	製造年月	本船のスライダーNo.	
整備番号		整備年月日			整備の種類			
前回整備		前回整備事項			前回整備事業場名			
展張外観検査	ガス膨脹試験	試験年月:		ガス作動:	安全弁:	膨脹状態:		
	耐圧試験	上気室: kPa()		下気室: kPa()	膨脹状態:			
漏洩試験	上気室		下気室		支柱気室			
	kPa()		kPa()		kPa()			
安全弁の作動	上気室	上気室						
開放圧	kPa()	kPa()						
閉止圧	kPa()	kPa()						
天幕気柱の機能確認試験			天幕気柱圧力:		kPa	30放置後の異常:		
充気装置	自動索	基準長:	m	実測長:	m	交換年月:		
作動ワイヤの取付け位置		もやい綱のいかだ側から		基準値:	m	実測値: m		
ポンベ	ポンベ No.							
	記号及び番号							
	製造年月							
	容器容量							
	耐圧試験年月							
	充填年月							
	ガス質量	CO ₂ :	kg	CO ₂ :	kg			
		N ₂ :	kg	N ₂ :	kg			
交換/継続の別								
パッチ等の数(補修のみ)			整備前		整備後			
※該当する欄に限る。				最小航海喫水線からの積付高さ: m				
				積付年月日:				
				直接監督者 氏名及び検印		積付実施者 氏名及び検印		

レーダー・トランスポンダー 整備記録
 搜索救助用レーダートランスポンダ 試験成績表
 搜索救助用位置指示送信装置 整備記録表
 搜索救助用位置指示送信装置 試験成績表

船 名				免許番号				測定年月日					
項 目			1 台目		2 台目		項 目		1 台目		2 台目		
設	本 体	型 式						製造年月					
		製造者名						搭載年月					
		製造番号						型式承認番号					
		型式検定合格番号						形 態					
備	電 池	型 式											
		種 類						電池試験器 型式					

整 備 点 検 ・ 試 験 成 績								
点 検 項 目	項 目		1 台目	2 台目	項 目	1 台目	2 台目	
	保管・外観の状況				表 示			
	水 密 性				ロープ・空中線			
	操作性・手動起動				彩色・塗装			
	誤動作防止措置				自動診断機能			
	電 池	今回使用時間	分	分	有効期限 新 替			
		累計使用時間	分	分				
	項 目				1 台目	2 台目		
	レーダー・トランスポンダー（搜索救助用レーダートランスポンダ）の点検項目							
	送信時及び待ち受け時の表示ランプの点灯・消灯確認							
応答電波の発射確認（可視又は可聴モニターの作動）								
応答電波の停止確認（可視又は可聴モニターの作動）								
搜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）の点検項目								
信号発信・停止時の可視又は可聴モニターの作動・停止確認								
試 験 項 目	レーダー・トランスポンダー（搜索救助用レーダートランスポンダ）の試験項目							
	測 定 項 目	最 低 条 件 等			測定結果	判 定	測定結果	判 定
	実効受信感度	-50dBmより良いこと			dBm		dBm	
	実効輻射電力	400mW（26dBm）以上			mW, dBm		mW, dBm	
	掃引周波数範囲	9200（+0/-60）～9500（-0/+60）MHz迄の範囲			MHz～MHz		MHz～MHz	
	応答遅延時間	0.55μs以内（受信後、最初の応答迄の時間）			μs		μs	
	周波数掃引時間	7.5±1μs以内 （1パルスの発射時間、パルス幅）			μs		μs	
	周波数掃引回数	12回/（1応答送信あたり）			回		回	
	1 応答送信あたりの発射時間 81.6～108μs（参考値）				μs		μs	
	搜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）の試験項目 ^{注1}							
	測 定 項 目	最 低 条 件 等			測定結果	判 定	測定結果	判 定
	周波数偏差 ^{注2}	161.975MHz ± 500Hz 以内			kHz		kHz	
		162.025MHz ± 500Hz 以内			kHz		kHz	
	空中線電力 ^{注2}	1W-5.5dB～+4dB以内（0.28～2.5W, 24.5～34dBm） （許容偏差-3dB～+1.5dB（0.5～1.4W, 27～31.5dBm）に不確かさ±2.5dBを考慮した値）			dBm		dBm	
			dBm		dBm			
GNSS測位精度試験	1 回以上の測位データを計測すること（測定結果は、GNSS測位精度試験成績書に記載）							
最終点検（電波の発射を伴わない機能試験を含む）								

GNSS測位精度試験成績書									
測定場所						装置の測位条件		GPS・他（ ）	
アンテナ位置の実測方法		海図・他（ ）				実測値基準・平均値基準			
アンテナ位置の実測位置(r)		□□° □□.□□□′ N				□□□° □□.□□□′ E			
1 台目									
測 位 デ ー タ	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E		適 否	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E 適 否	
	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E		適 否	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E 適 否	
	平均値 (a) 注3			□□° □□.□□□′ N			□□□° □□.□□□′ E		
	平均値からの最大変動幅			□□.□□□′ N			□□.□□□′ E		
判 定	全測位回数 (N)		回	良好測位回数 (G)		回	良好測位確率 (G/N×100) 100%		% 適 否
	測位精度 100m以内						m 適 否		
2 台目									
測 位 デ ー タ	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E		適 否	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E 適 否	
	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E		適 否	□□° □□.□□□′ N		□□□° □□.□□□′ E 適 否	
	平均値 (a) 注3			□□° □□.□□□′ N			□□□° □□.□□□′ E		
	平均値からの最大変動幅			□□.□□□′ N			□□.□□□′ E		
判 定	全測位回数 (N)		回	良好測位回数 (G)		回	良好測位確率 (G/N×100) 100%		% 適 否
	測位精度 100m以内						m 適 否		
備 考 (修理箇所等)						積付点検		印	

使用測定器	型 式	製造番号	備 考	使用測定器	型 式	製造番号	備 考

注 1：管海官庁又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長が認める場合は、自己診断機能により試験を実施することができる。

注 2：注 1により、試験を自己診断機能で実施する場合は、当該測定項目の実施は省略することができる。

注 3：1 回のみしか測定しない場合は、測定した結果を記載すること。

レーダー・トランスポンダー整備記録
 捜索救助用レーダートランスポンダ試験成績表

船名		免許番号		測定年月日	平成	年	月	日
項目		1 台目	2 台目	項目	1 台目	2 台目		
設 備	本体	型式		製造年月	年	月	年	月
		製造者名		搭載年月	年	月	年	月
		製造番号		型式承認番号				
		型式検定合格番号		形態	浮揚式 ・ 非浮揚	浮揚式 ・ 非浮揚		
	電池	型式						
		種類	リチウム・アルカリ		電池試験器 型式			

整備点検・試験成績								
点 検 項 目	項目		1 台目	2 台目	項目	1 台目	2 台目	
	保管・外観の状況		適 否	適 否	表示	適 否		
	水密性		適 否	適 否	ロープ・空中線等	適 否		
	操作性・手動起動		適 否	適 否	彩色・塗装	適 否		
	誤動作防止措置		適 否	適 否	自動診断機能	適 否		
	電池	今回使用時間			有効期限 新替	年 月 日 した・しない	年 月 日 した・しない	
		累計使用時間						
	項目				1 台目	2 台目		
	送信時及び待ち受け時の表示ランプの点灯・消灯確認				適 否	適 否		
	応答電波の発射確認（可視又は可聴モニターの作動）				適 否	適 否		
試 験 項 目	測定項目				最低条件等	測定結果	判定	測定結果 判定
	実効受信感度				-50dBmより良いこと	dBm	適 否	dBm 適 否
	実効輻射電力				400mW(26dBm)以上	mW, dBm	適 否	mW, dBm 適 否
	掃引周波数範囲				9200(+0/-60)~9500(-0/+60)MHz迄の範囲MHz	MHz~MHz	適 否	MHz~MHz 適 否
	応答遅延時間				0.55μ s 以内(受信後、最初の応答までの時間)	μ s	適 否	μ s 適 否
	周波数掃引時間				7.5±1μ s 以内 (1パルスの発射時間、パルス幅)	μ s	適 否	μ s 適 否
	周波数掃引回数				12回／（1 応答送信あたり）	回	適 否	回 適 否
	1 応答送信あたりの発射時間				81.6~108μ s（参考値）	μ s		μ s
	最終点検（電波の発射を伴わない機能試験を含む）				良好・不良	良好・不良		
	備考（修理箇所等）					積付点検 平成年月日	印	

使用測定器	型式	製造番号	備考	使用測定器	型式	製造番号	備考

証明願

年 月 日

管海官庁 殿

願出者の氏名又は
名称及び住所

下記のサービス・ステーションについて、船舶検査の方法附属書 H 別記 5 に規定する内
燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準に適合している旨の証
明を受けたいので、別添資料を添えて願ひ出ますので宜しくお取り計らい願ひます。

記

1. 証明を受けようとするサービス・ステーションの名称及び所在地
2. 解放整備を行う内燃機関等の証明を受けようとする区分
3. 証明を受けようとするサービス・ステーションの整備業務実施上の責任者の氏名

記号番号

内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H別記5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。

記

1. 事業者の名称及び所在地
2. 証明に係る解放整備を行う内燃機関等の区分
3. 整備業務実施上の責任者の氏名
4. 証明の有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)及び(ハ)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。
 - (イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき
 - (ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき
 - (ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき
- (2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
 - (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 - (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 - (ハ) 証明を辞退したとき。
- (3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
 - (イ) 施設、機器及び備品類、整備業務実施上の責任者及び技能者が内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。
 - (ロ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
 - (ハ) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。
- (4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。
- (5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して 5 年間保管すること。
- (6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年 月 日

管海官庁

管海官庁の長の氏名

印

証明願

年 月 日

管海官庁 殿

願出者の氏名又は
名称及び住所

下記のサービス・ステーションについて、船舶検査の方法附属書 H 別記 6 に規定する内
燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準に適合している旨の証
明を受けたいので、別添資料を添えて願い出ますので宜しくお取り計らい願います。

記

1. 証明を受けようとするサービス・ステーションの名称及び所在地
2. 解放整備を行う内燃機関等の証明を受けようとする区分
3. 証明を受けようとするサービス・ステーションの整備業務実施上の責任者の氏名

記号番号

内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H別記5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。

記

1. 事業者の名称及び所在地
2. 証明に係る解放整備を行う内燃機関等の区分
3. 整備業務実施上の責任者の氏名
4. 証明の有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

(備考)

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)及び(ハ)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。
 - (イ) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき
 - (ロ) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき
 - (ハ) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき
- (2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。
 - (イ) 死亡し、又は解散したとき。
 - (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。
 - (ハ) 証明を辞退したとき。
- (3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。
 - (イ) 施設、機器及び備品類、整備業務実施上の責任者及び技能者が内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(以下「基準」という。)に適合しなくなったとき。
 - (ロ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。
 - (ハ) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。
- (4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。
- (5) 基準に基づき作成した書類は、作成日から起算して 5 年間保管すること。
- (6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。

年 月 日

管海官庁

管海官庁の長の氏名

印